

2月27日（火）

令和 6 年 2 月 27 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)

1 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
2 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
3 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
4 番	工 藤 隆 久	(同)
5 番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	荒 神 稔	(同)
7 番	福 田 新 一	(同)
8 番	本 田 利 弘	(同)
9 番	山 内 い っ と く	(同)
10 番	山 口 俊 樹	(同)
11 番	下 沖 篤 史	(同)
13 番	瀨 砂 守	(同)
14 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	(同)
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	二 見 康 之	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	後 藤 哲 朗	(同)
21 番	山 下 寿	(同)
22 番	佐 藤 雅 洋	(同)
23 番	野 崎 幸 士	(同)
24 番	安 田 厚 生	(同)
25 番	日 高 利 夫	(同)
26 番	内 田 理 佐	(同)
27 番	冨 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひまわり)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	(同)
34 番	山 下 博 三	(同)
35 番	日 高 陽 一	(同)
36 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37 番	中 野 一 則	(同)
38 番	外 山 衛	(同)
39 番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者 長	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。延岡市選挙区の後藤哲朗でございます。傍聴においでの皆様、心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、令和6年2月27日、快晴、昨日で4名の方々の代表質問が終わりまして、一般質問をさせていただきます。皆様、どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、知事にお尋ねいたします。

本議会には来年度の当初予算案が提案されています。宮崎再生を確かなものとするとともに、日本一挑戦プロジェクトを中心に、新たな成長へ導くための取組が盛り込まれています。

コロナ禍、物価高騰等からの宮崎再生に向けては、これまでも様々な措置が講じられていますが、不安定な国際情勢や円安局面が続く中で、影響が長引いており、着実に施策を推進していただきたいと思っております。

ところで、新しい用語に「自損型輸入」という言葉があります。ごく簡単に言いますと、コスパ、利益を偏重するあまり、海外拠点で安価に、大量に企画・生産し、輸入・販売することを指します。

我が国では、デフレ下において、このようなことが拡大し、結果として国内製品の値下げ圧

力が安売りにつながり、国内経済の停滞や競争力の低下を招いたとも言われています。

国内で生産されたものが国内で消費され、利益を生む、循環型経済を追求することが重要だと思います。このことは、本県経済においても同様ではないでしょうか。さらなる経済再生が求められる中、今こそ循環型の経済基盤を構築する必要があるのではと考えます。

そこで、本県経済の再生に当たって、地産地消の推進は改めて重要と思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

次に、知事の政治姿勢、「現場主義」「対話と協働」についてお尋ねいたします。

知事は、県政運営の基本として、「現場主義」と「対話と協働」を掲げられております。

近年の本県を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少のさらなる進行に加え、物価高騰による生活難や度重なる自然災害など、県民の方々の不安は様々で、その中身も多岐にわたります。

一方、自分たちの住むふるさとを何とかしたいとの熱い思いを持って、新たなことにチャレンジしている方も多くいらっしゃいます。

こうした状況の中、知事が積極的に県内各地に足を運び、そういった県民の方々に寄り添い、一人一人の暮らしの実情を把握し、また声に耳を傾け、スピード感を持って施策に反映していくことは、県政運営上とても重要なことであると考えます。

そこで、知事が県政運営の基本としている「現場主義」「対話と協働」におきまして、県民の要望を直接聞く仕組みがあるのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたしまして、後は質問席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、地産地消の推進についてであります。

御指摘のとおり、地域資源を活用して収益性の高い商品やサービスを生み出し、外貨を稼ぐとともに、地域内の企業間取引や消費拡大を図る地産地消を推進し、外的要因の変化に強い循環型経済を構築することは、本県経済の再生にとっても大変重要であると考えております。

県におきましては、官民20団体が一体となった「みやざき元気！地産地消県民会議」を設置し、SNSやイベント等による普及・啓発活動を通じた県民の意識向上に取り組んでいるほか、コロナ禍からの経済活動の早期回復に向けて、「ジモ・ミヤ・ラブ」——これは地元宮崎を愛するという意味ですが——の合い言葉の下、プレミアム付商品券や県内宿泊キャンペーンなどを展開しております。

また、庁内におきましても、実施方針を定め、建設工事や業務委託、物品調達などにおいて、県内企業への優先発注や県産品の優先使用に努めているところであります。

今後とも、県民一人一人が地産地消の重要性を理解し、行動に移していただけるよう取り組み、宮崎再生の着実な推進につなげてまいります。

次に、県民の要望を直接聞く仕組みについてであります。

私は、「対話と協働」を基本姿勢として掲げ、県政を進めるに当たりまして、県民の皆様との様々な対話の場を大切にしております。

例えば、ブロックごとに首長との対話の場である「円卓トーク」というものも行ってありますし、「知事とのふれあいフォーラム」「県民の声」など、様々な取組を進めております。

その中で、「知事とのふれあいフォーラム」は、現場主義の観点から、私と県民の皆様との直接対話の機会として市町村単位に行う、さらにはテーマごとに意見交換を行うものでありまして、県政や地域の課題を解決していくことを目的に実施しているところであります。コロナでしばらく開催できておりませんでした。今年度から再開しております。

また、「県民の声」は、県民の皆様との対話を進める重要な手段として、メールや電話、電子申請などで、県政に対する御意見、御要望、御提案などをいただいております。私自身が内容を確認し、必要な対応を指示したり、県政運営に当たっての参考とさせていただいているところであります。

このほかにも、プライベートも含め、機会あるごとに直接現場にお伺いして、皆様の声を伺うようにしております。例えば先日は、「延岡花物語・このはなウォーク」のオープニングセレモニーが終わった後も会場を回りまして、いろいろな方と接したということもございます。

そして、その帰りがけ、門川町を訪れまして、漁協でフィッシャーメンズフェスというイベントが行われておりまして、ここでも漁業関係者からいろいろな意見をいただいております。

こうしていただいた皆様の直接の生の声というものが、県政を進める上での私の血となり肉となる、そのように感じております。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 御答弁ありがとうございます。引き続き、県産品の地産地消の推進をよろしく願いいたします。

また、ただいま知事から御答弁いただきました。県民と直接対話を行う機会として、市町村単位やテーマごとに意見交換される「知事との

ふれあいフォーラム」を行っているとのことでした。

そこで、「知事とのふれあいフォーラム」について、取組状況を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 「知事とのふれあいフォーラム」につきましては、今年度は10回開催しております、そのうち8回は地域版ということで、県内の市町村を訪れ、地域の抱える課題や展望などについて、県民の皆様から直接、様々な御意見をいただきました。

また、そのうちの2回は分野版として、様々な人材不足が課題となる中で、今年度は福祉系の高校生との意見交換、さらには半導体産業での人材確保等をめぐって、関係の皆様とテーマごとの意見交換を行ったところであります。

また、より深く現場の声をお伺いするため、昨年11月からは、新たにこのフォーラムの開催に合わせて、事業者の方々の現場を直接訪問する取組を進めております。これまで、再造林の現場や子育て支援施設などを直接訪問して、生の声を伺いました。そして、その様子について、SNS等での情報発信も併せて行ってまして、今後さらに充実を図ってまいりたいと考えております。

このような機会は、県民の皆様の声を伺う広聴活動であるとともに、県の取組や知事の思いをお伝えする広報の場にもなっているものと考えております。

このような取組を通じて、県民の皆様には県政を身近なものとして感じていただくとともに、現場の声を踏まえた「対話と協働」による県政運営を積極的に進めてまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。それぞれの地域の実力、現状、課題等を明らかにして、「データ・エビデンスと対話」の政策形

成力というのが大事と考えるので、今後とも「現場主義」「対話と協働」による県政運営をしっかりと行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

昨年の11月に、延岡市と私ども延岡市選挙区選出議員5名で、国・県への要望、意見交換会が開催されました。数々の要望が出され、各部・各局におかれましては、延岡市より要望事項が届いているものと思います。

その中で、長年の課題でありますJR南延岡駅のバリアフリー化について、県議5名の総意として、南延岡駅の利用頻度の高い私が総合政策部長にお尋ねいたします。

JR日豊本線につきましては、県民・市民の通勤・通学等の日常生活や地域の産業活動を支える重要な社会基盤であり、地域公共交通網の中心的な役割を担っていただいております。

そのような中、JR南延岡駅は、主要施設が2階にある構造であるにもかかわらず、バリアフリー化が未了であることから、施設内の段差や雨天時の階段における転倒の危険性があり、とりわけ高齢者や障がい者、重い荷物がある方にとっては、利便性が著しく低い現状となっております。

JR九州からは「現在の構造のままのバリアフリー化は現実的でない」との説明があつてから、進歩していないのが現状であります。

そこで、JR南延岡駅のバリアフリー化に向けた県の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） JR南延岡駅のバリアフリー化につきましては、昨年度、市民団体が約4万人の署名を集め、延岡市とともにJR九州に対して要望活動を行うなど、地

元を中心に取組が進められております。

このような中、県におきましても、毎年、知事がJR九州を訪問し、南延岡駅をはじめ、未整備となっている駅のバリアフリー化について直接要望しているところであり、今年度は「利用者の高齢化への対応が重要であるため、しっかりと地元と考えていきたい」との回答を得たところであります。

駅のバリアフリー化は、高齢者や障がいのある方が鉄道を安全・安心に利用する上で大変重要でありますので、引き続き、関係自治体等と連携を図り、取組を進めてまいります。

○後藤哲朗議員 知事の「現場主義」「対話と協働」の政治姿勢ではありませんが、ぜひ階段の上り下りを実際に体験していただきたいし、JR九州、延岡市と連携・対話を図り、取組を進めていただきますよう要望いたします。

次に、福祉保健行政についてお尋ねいたします。

昨年12月、延岡市において、延岡市人権セミナーが開催されました。障がい者週間記念講演会として、宮崎大学医学部の甲斐健吾助教が登壇されました。

演題は「オストメイトともにつくる、新しい技術を使った未来づくり」でありました。

オストメイトとは、様々な病気や事故などにより、腹部に排せつのための「ストーマ」と呼ばれる人工肛門や人工膀胱を造設した人のことです。

講演会に参加された方からは、「オストメイトについて理解が深まった」という声が多かった一方で、「今まで全く知らなかった」という声も寄せられたそうです。

県内には約2,000名のオストメイトがいらっしゃると言われております。より多くの方に

知っていただく必要性を強く感じたところで

す。また、オストメイトだけではなく、その他の内部障がいや難病の方、義足や人工関節を使用している方など、外見からは分かりにくくても援助が必要な方が多くいらっしゃいます。

そうした方々が周囲に向けて配慮を必要としていることを知らせる手段として「ヘルプマーク」があります。先日の講演会でも紹介されていましたが、残念ながら、アンケート調査の結果、参加者からは「知らなかった」という声も多くあったようです。

そこで、ヘルプマークについて、より一層の普及啓発が必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） ヘルプマークにつきまして、本県では、平成30年4月より導入しており、令和5年10月末現在で、県及び市町村において1万1,118個を交付しております。

ヘルプマーク利用者の方が周囲から必要な支援を受けるためには、より多くの県民の皆様へヘルプマークの存在を知っていただき、その趣旨を御理解いただくことが大変重要であります。

県としましては、今後とも、県教育委員会や市町村、関係団体等と連携しながら、学校や公共交通機関など、様々な場所でのポスター等の掲示やチラシの配布のほか、研修・イベント等におけるPRなど、あらゆる機会を通じて一層の普及啓発を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 紹介しましたこの人権セミナーの参加者数は163名、アンケート回答者数は159名であり、高い回収率でありました。

その中で、講演会の意見・感想を2つ紹介さ

せてください。

1つ目です。「施設入居者様のストーマに接していたことがありました。先生のお話、そしてオストメイト本人さんからの生の声、分かりやすくよかったです。今、自分の子供は中心静脈栄養を24時間しながら学校へ行っています。点滴のバッグをリュックに入れて過ごしています。調子が悪くても普通の子に見えるため、何度も嫌な思いをしたこともあります。内部障がいの方のことをもっと知ってもらえたらありがたいです」。

2つ目です。「オストメイトさんの実情を初めて知りました。日常生活がよりよくなるよう、VR、医工連携やアプリなどの開発も進んでいて、応援したいと思います。今後は身につけているヘルプマークに気をつけていこうと思いました」。

内部障がい者への理解、ヘルプマークの普及啓発、どうかよろしく願いいたします。

次に、県立看護大学についてお尋ねいたします。

県立看護大学では、平成9年の開学以来、県の看護教育の中核機関として高い資質を備えた多くの看護職者を育成しております。

看護大は、看護職者の教育機関としての役割はもちろんです。大学の持つ人的資源や研究成果を本県の保健・医療・福祉の充実のために還元していくことも、県立の大学としての重要な役割の一つではないかと考えます。

看護大においても、その役割を十分認識し、開学当初より地域と大学のかげ橋として「看護研究・研修センター」を設置し、保健師の資質向上、感染管理認定看護師教育課程の設置、県民の健康づくりのための公開講座の開催などに取り組まれているようです。

そこで、県が支援を行っている県立看護大学の地域貢献等研究推進事業について、大学の取組状況を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県立看護大学では、大学の教育・研究機能や大学教員の専門性を活用し、県民の保健・医療・福祉の向上や研究成果の地域社会への還元を目的に、地域貢献等研究推進事業を行っております。

大学では、市町村や民間団体、地域の医療機関と連携し、毎年度10件程度の事業を実施しており、これまで、介護予防運動プログラムの作成や更年期女性への健康支援の取組、また、看護職の緩和ケアや感染管理等の実践力向上や、認知症予防等の普及啓発を図る出前講座等を行っております。

県としましても、地域社会と連携した保健・医療・福祉の充実が図られるよう、今後とも大学の地域貢献活動の取組を支援してまいります。

○後藤哲朗議員 引き続き、県民の保健・医療・福祉の課題解決に貢献できるよう、県と大学でしっかりと連携して取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、健康長寿の取組についてお尋ねいたします。

先日、誕生日を迎え、年を重ねるごとにフレイルという言葉を意識するようになりました。

フレイルとは、年齢とともに心身の活力——筋力、認知機能、社会とのつながりなどが低下した状態をいい、低栄養等により要介護状態となるリスクが高くなります。多くの方は、フレイルを経て要介護状態へと進むと考えられており、フレイルに早く気づき、適切な治療や対策をすることで予防ができると言われてしています。

そこで、「生涯を通じた予防・健康づくり推

進事業」における高齢者のフレイル対策の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 本事業では、生涯を通じた健康づくりを推進するため、本県の若い世代、働く世代、高齢者のそれぞれの健康課題に応じた取組を実施することとしています。

そのうち高齢者においては、低栄養傾向の割合が増加しており、低栄養状態が続くことで、体重減少や筋力低下などフレイルが進行する可能性が高くなるため、本人や周囲の人が早期に気づき、要介護状態への進行を予防することが必要です。

このため、本事業における高齢者のフレイル対策では、リーフレットを活用した正しい知識の啓発や、高齢者施設の職員等に対する地域ごとの研修の実施など、低栄養状態の予防・改善に向けた、さらなる取組を進めてまいります。

○後藤哲朗議員 引き続き、フレイルに関連してお尋ねいたします。

かんだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることを表現する「オーラルフレイル」をよく見聞きするようになりました。

そこで、高齢者の健康維持のため、オーラルフレイル予防が重要だと考えますが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 高齢者の口腔機能の低下、いわゆるオーラルフレイルは、全身のフレイルの前段階の状態であり、誤嚥性肺炎のリスクの一つでもあります。

また、オーラルフレイルの状態になると、食事や会話に支障を来し、対人関係を困難に感じて、社会とのつながりの減少等にもつながります。

高齢者が身体的、精神的、社会的に健康な生活を送るためには、口腔機能の維持は大変重要であることから、本議会に提案しております第3期宮崎県歯科保健推進計画に、新たにオーラルフレイル予防を盛り込んだところです。

今後、関係機関と連携した県民に対する正しい知識の普及啓発や、口腔ケアの指導に係る研修会の開催など、予防の取組を強化してまいります。

○後藤哲朗議員 フレイルを予防するには、オーラルフレイルの段階で気づき、適切な対処をすることが重要であることが分かりました。ありがとうございました。健康長寿、元気な高齢社会をつくるためのフレイル予防は大切な取組でありますので、どうかよろしくお願いたします。

次に、海岸保安林の保全についてお尋ねいたします。

東日本大震災での海岸保安林は、津波自体を完全に抑止することはできないものの、津波エネルギーの減衰効果や漂流物の捕捉効果などが明らかになりました。先人たちが私どもに残してこられた貴重な財産であります。

そこで、県における海岸保安林の面積とその役割について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 本県の海岸における保安林は、主に潮害防備保安林や魚つき保安林であり、その面積は約1,500ヘクタールとなっております。

そのほとんどを占める潮害防備保安林は、強風、津波及び高潮の勢いを弱めることにより、住宅等への被害を軽減する機能や、海からの塩分を含んだ風による田畑への塩害等を軽減する機能を有しています。

また、これらの海岸で見られる美しい松林は、県民のレクリエーション活動や憩いの場であるとともに、観光資源としての役割も担っており、県民の貴重な財産であります。

○後藤哲朗議員 続いて、海岸保安林を維持していくための県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 海岸保安林を維持していくためには、海岸の厳しい環境でも生育できる松林の保全が重要であります。

このため県では、松くい虫の被害を防止するため、薬剤散布を行うとともに、枯れた松の伐倒駆除により、被害を蔓延させない取組を実施しています。

また、被害木の伐採跡地には、保安林整備事業を活用して、松枯れに強い抵抗性松や塩害に強い広葉樹等を植栽しています。

今後とも、津波や高潮などから県民生活を守り、美しい海岸の景観を形成する海岸保安林が地域の宝として生かされるよう、国や市町村等と連携しながら保全に努めてまいります。

○後藤哲朗議員 門川町に向ヶ浜という、すばらしい松の海岸防災林に覆われた風光明媚なところがあります。平成7年度、当時は県の林務部で、海岸防災林造成事業の一環として整備されたそうです。

この向ヶ浜では、「コンクリートは人を守り、松林を守る」ではありませんが、テトラポッドと言われる消波ブロック、防潮堤に加え、防風防波板という鋼材でできた高い工作物が、しっかりと防災林を守っています。

御答弁にありましたような、それぞれの地域の海岸保安林が地域の宝として生かされるよう、国や市町村等と連携しながら保全に努めていただくよう要望いたします。

続きまして、広域観光についてお尋ねいたします。

東九州自動車道につきましては、これまで全線開通を見据え、隣県の大分と共同し、北部九州などに向けて、NEXCO西日本の高速道路の周遊割引と連携した観光PR等の取組が見られたところであります。

昨年の3月、東九州自動車道「清武南一日南北郷」間の開通によって、北九州市から日南市までが1本の高速道路で結ばれたところであり、観光面を含め、幅広い分野で様々な効果が期待されています。

そこで、東九州自動車道「清武南一日南北郷」間の開通効果を、県は今後どのように観光振興に生かしていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 東九州自動車道「清武南一日南北郷」間の開通は、大分方面などから県南地域への観光客の入り込み増や、県内の周遊性の向上など、観光振興に大いに寄与しているものと考えております。

県では、これまでも大分県と広域的な観光誘客に取り組んでまいりましたが、今回の開通を踏まえ、新たな取組として、先月、両県の旅行会社を相互に招聘し、地元の食や自然といった観光資源の体験を通じて商品造成につなげる視察ツアーを実施したところです。

今後とも、開通の効果が最大限に発揮されるよう、隣県や市町村、関係団体等とより一層連携し、広域的なプロモーション等を積極的に展開することにより、県内への観光誘客や周遊促進につなげてまいります。

○後藤哲朗議員 続きまして、熊本県との広域的な観光連携の取組についてお尋ねいたします。

現在、隣県の熊本県では、T S M Cの立地等により、関連企業の進出や新たな工業団地の開発、住宅整備、就業者や消費の増加など、幅広い分野で地域経済の活性化が図られています。

また、九州中央自動車道の整備が進み、その沿線は、旧藩時代の肥後の国から日向の国へと至る「日向往還」という歴史街道で、このルート内にはたくさんの観光資源もあることから、今後、熊本県と連携した広域的な観光誘客は、より一層重要であると考えます。

そこで、熊本県との広域的な観光連携の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県では、平成9年に、熊本県を含めた南九州3県で南九州広域観光ルート連絡協議会を設立し、広域的な観光誘客に取り組んでおります。

今年度の国内誘客対策としては、九州中央自動車道の沿線自治体を含めた3県の観光地への周遊を促進するため、デジタルスタンプラリーを実施したところです。

また、海外誘客対策として、欧米豪市場の中で特に有望なオーストラリアをターゲットとして、現地航空会社が運営するウェブメディアにおいて、観光情報の共同発信に取り組んでおります。

今後、九州中央自動車道の延伸により、九州内ひいては国内外からさらなる誘客を促進していくことが重要でありますことから、熊本県と連携した広域的な取組を積極的に展開してまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

次に、九州中央自動車道の整備が進む中、熊本県と県北とを結ぶ公共交通機関のさらなる充

実が必要と考えますが、県の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 九州中央自動車道の整備効果を高めていくためには、公共交通機関の充実を図り、インバウンドをはじめとする熊本県からの観光客を取り込むことが大変重要であると認識しております。

このような中、熊本県と延岡市とを結ぶ特急バスは、運転士不足を理由に、年末年始などを除き減便されているため、県では、バス事業者への大型二種免許の取得支援により運転士確保を推進するとともに、早期の復便を要請しております。

また、今議会におきまして、来年度の新規事業として提案しております「九州M a a S」により、様々な事業者間の連携を促し、レンタカー等も含めた移動手段のさらなる充実や、観光と交通が一体となったチケットの造成に取り組む、県境を越えた公共交通機関の利便性向上を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 よろしくお伺いいたします。

次のテーマに移ります。次に、みやざき大使についてお尋ねいたします。

昨年12月に県は、國學院大學教授の上野誠先生にみやざき大使を委嘱しております。

報道によりますと、上野先生は、「神話のふるさと県民大学」の講師や「みやざきの神楽魅力発信委員会」の委員などを務め、約10年にわたり、本県の神話や神楽の魅力を県内外で発信し続けておられるとのことであり、また、みやざき大使の委嘱を受けた際には、「神話や神楽など宮崎の誇れるものを県外に発信していきたい」とおっしゃったとのことでした。ありがたいことでもありますし、大変意義深いものと考えております。

そこで、県では、上野先生をはじめ、宮崎にゆかりのある著名な方にみやざき大使を委嘱してきておりますが、これまでにみやざき大使をどのような方に委嘱してきていらっしゃるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県では、本県の魅力をPRしていただくため、本県とゆかりがあり、各界で活躍され、発信力がある方々にみやざき大使を委嘱しております。

これまで、スポーツ関係では、延岡市出身で競泳の日本代表として活躍された松田丈志さん、芸能関係では、宮崎市出身で俳優の堺雅人さんなどに委嘱しております。

また、神話や神楽をはじめとする文化関係では、委員からお話のありました上野誠さんや、映画監督で「神話のふるさと みやざき」のプロモーション映像を制作いただいた河瀬直美さんなどに委嘱しており、合計で168組の方々にみやざき大使をお願いしております。

○後藤哲朗議員 続きまして、今御答弁いただきましたように、県では168組もの方々にみやざき大使を委嘱しているとのことでしたが、みやざき大使を活用して、宮崎の何を発信していけるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 本県には、食・スポーツ・自然・森林・神話の5つのSをはじめ、温かい県民性や、ゆったりとした暮らしなど、全国に誇るべき宝があふれております。

各界で活躍され、情報発信力の高いみやざき大使の皆様には、このような本県の多彩な魅力を、あらゆる機会を通じて、国内外に向けて発信していただきたいと考えております。

県としましては、引き続き、様々な分野で発

信力のある方にみやざき大使を委嘱し、本県の認知度や魅力度を高めてまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。全国では今、自治体間競争と申しますか、特にマーケット分野等で非常に売り込み競争が顕著になりつつあります。広告宣伝、販売促進などをみやざき大使の方々に担っていただいていると考えますと、みやざき大使の方々による発信は重要だと思います。

また、SNS等広告、マーケティング業界で活躍されるインフルエンサーなども視野に入れないといけない時流かなと、そのように思っているところです。

続きまして、文化の振興、短歌について、特に短歌に造詣の深い福田議員がいらっしゃいますが、今回は私のほうでお尋ねいたします。

先ほどの話題で申し上げました上野先生が、ある新聞社の文化面に、本県の魅力について寄稿されておりました。

その中で、「若山牧水のふるさとである宮崎は、今や日本の短歌の中心地になりました。短歌の大賞である若山牧水賞は、実力派歌人の登竜門。この賞を取った歌人たちが、現在、日本の歌壇を席卷しているのです。私の専門は万葉集ですので、歌の殿堂となっている宮崎を訪れないわけにはいかないのです」というコメントが掲載されておりました。

先日、延岡市で開催された第24回若山牧水青春短歌大賞の表彰式・祝賀会に参加してまいりました。小学生から102歳までの約2万5,000首の応募があったそうです。

そこで、県として、これまで短歌の振興にどのように取り組んでこられたのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、本

県出身の国民的歌人、若山牧水の生誕110年となる平成7年度に若山牧水賞を創設し、我が国の短歌文学の発展や県民の心豊かな文化意識の高揚に取り組んできたところであり、牧水賞は、今や日本を代表する短歌文学賞として高い評価をいただいております。

また、県民の短歌への関心を高めるため、県芸術文化協会と連携し、県民から広く作品を募る「みやざき文学賞」や短歌のスタンプラリー等も進めております。

現在、牧水生誕の地、日向市の「青の國 若山牧水短歌大会」、青春時代を過ごした延岡市の「若山牧水 青春短歌大賞」をはじめ、県民が短歌を気軽に楽しむイベントが県内各地で開催されるなど、短歌文化が広がってきていると考えております。

○後藤哲朗議員 引き続き、短歌についてお尋ねいたします。

「日のあかり月のあかりに地のあかり一人一人の心のあかり」という歌がありますが、短歌は、心に明かりを、心を豊かにする、穏やかにするなどと言われております。

そして県では、令和元年度版の未来みやざき創造プランの中で、文化振興による心豊かな暮らしの実現として、日本一の短歌県を目指した取組の推進を掲げておりました。

また、若山牧水賞は、全国に誇れる短歌文学賞として、みやざき文化振興課の皆さんをはじめ関係各位の御努力で、堂々とした確固たるものになったのではと思います。

そこで、知事に「短歌県みやざき」づくりに向けた思いをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 短歌は、日々の出来事や気持ちを短い言葉で自由に表現でき、子供から高齢者まで誰もが気軽に楽しめる文学であり

ます。その普及を図ることで、文化に親しむ県民の裾野が広がり、県全体の文化の振興につながるものと考えております。

このため本県では、「短歌県みやざき」を掲げ、日本一の短歌県を目指そうと、そのような表現もしておりますが、市町村や関係団体と連携を図りながら、若山牧水賞をはじめ、令和3年度の国文祭における短歌関連プログラム、また高校生による短歌の甲子園、高齢者や介護職員を対象とした短歌大会など、様々な取組を展開してきたところであります。

今年度の第28回若山牧水賞では、永田紅さんが受賞されましたが、親子受賞であり、第3回と第6回の受賞者である父・永田和宏さんと母・河野裕子さんに続く初の親子受賞となりました。牧水賞が長年にわたって続いていることのおかげでもありますし、改めて牧水賞が注目を集める機会にもなったものと考えております。

また、その親子つながり、そして他のジャンルとのコラボという面では、先ほど部長が答弁を申し上げましたが、過去の若山牧水賞受賞者である小島ゆかりさんの娘さんで人気の歌人、小島なおさんをお招きして、ニシタチで短歌を詠んでいただいて、そしてそこを巡るニシタチ短歌のスタンプラリー、そのような取組もなされているところでありまして、より多くの県民が短歌に親しむ環境づくりが進んでいるものと考えております。

令和7年には牧水生誕140周年を迎えます。本県が牧水の生誕地として、伊藤一彦先生を中心として様々な顕彰が行われ、そして様々な短歌の取組が行われる、さらに移住も含めて多くの歌人を引きつけているということは、本県が短歌の一つの拠点となっているということで、これも宮崎の宝であろうと考えております。

今後も引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、県民誰もが短歌に触れ親しむ「短歌県みやざき」づくりに取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 失礼しました。知事も造詣が深いということを言い忘れていました。

私は、日本一の短歌県と言っても過言ではないと、そのように思っている次第です。どうか日本一という言葉をお使いになっていただきますよう、よろしくお祈りいたします。

続きまして、東九州メディカルバレー構想についてお尋ねいたします。

国内有数の医療機器メーカーが集積する強みを生かし、地域活性化を図る東九州メディカルバレー構想には、その発展を願う一人として、当初より期待を寄せていましたので、最近の動向が気になっておりました。

そのような中、今月の14日に東九州メディカルバレー構想推進大会が宮崎市で開催されるということで、参加してまいりました。各講師の方より、医療・福祉産業の動向や新規参入について示唆に富んだ話があり、会場いっぱいの参加者が熱心に聞き入っていました。有意義な大会であったとの印象を受けたところです。

そこで、当日は知事も主催者として出席されていましたが、東九州メディカルバレー構想推進について、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、大分県とともに、平成22年度に東九州メディカルバレー構想を策定し、医療機器産業の集積等に取り組んでおまして、構想に基づく総合特区計画も第3期目に入ってきております。

今期は、両県のより緊密な連携と、デジタル化など社会情勢の変化への対応等を目標に掲げる中、先日、今御紹介いただきました初の宮崎・大分合同による推進大会を宮崎市で開催し、

両県の企業、大学、自治体関係者ら約170名が参加されて、メディキット社長による基調講演などが行われたところであります。

会場には、両県の企業が新たに開発した医療関連機器や、宮崎大学の医工連携による研究内容が展示されておりまして、これまでの取組の蓄積と成果、参加者からの今後への期待を改めて実感したところであります。

医療機器産業というと、なかなか簡単には参入できるものではない、非常にハードルが高いものでありますし、例えばフードビジネスなどと比べると、新しい商品の開発といっても、なかなか一般の県民にはぴんとこない部分がございますが、着実に成果が出ているという手応えを感じたところであります。

超高齢社会にある我が国においては、医療・福祉に携わる人材不足や、医療のさらなる質の向上が課題であり、機器開発のニーズも一層高まっております。さらに、この構想は、アジアを含めた世界にも貢献するという目標を立てておるところであります。少子化に転じた中国をはじめ、急速に高齢化が今後進展することから、そのニーズというものは、極めて高いものがあるかと考えております。

これまでに築いた両県の産学官の連携や取組を生かしながら、引き続き構想の推進に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

引き続き、メディカルバレーについてお尋ねいたします。

私も会場で、県内企業などが開発された医療関連機器を拝見し、成果を感じたところです。

一方で、地元企業の方に話を聞きますと、医療関連機器への参入は、今知事もお話しされたように、容易にはいかないとの声も伺いま

した。

そこで、県内企業の医療関連機器の開発を進めるため、県ではどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 医療関係機器の開発については、ニーズを捉えた製品企画や製造販売に係る承認の手續など、多くの時間や投資が必要となりますことから、県では、参入、薬事戦略、販路開拓の分野ごとにコーディネーターを配置し、伴走支援を行っております。

また昨年度、大学や国、支援機関等で構成するプラットフォーム会議を設置し、重点事業の認定に取り組んでおり、先日の推進大会で展示のあった、手術用の骨に書くペンや、人工肛門装置のケアを習得するVRアプリは、認定事業として県が開発補助や出展支援を行ったものがあります。

今後とも、さらなる製品開発に向けて、医療・介護現場におけるニーズの収集や、企業と大学とのマッチングを促進しながら、県内企業の機器開発支援に積極的に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 今回の推進大会に参加しまして、宮崎・大分両県の企業や大学等の関係者の医療関連分野に貢献したいという熱意を感じましたので、さらなる推進に向けて、一層の取組をよろしくお願ひいたします。

それでは次に、防災・減災、国土強靱化についてお尋ねいたします。

まず初めに、防災・減災の視点から、樹木の事前伐採についてお尋ねいたします。

県の日向土木事務所と九州電力送配電日向配電事業所などは、昨年末に門川町松瀬地区の国道388号で、倒木などのおそれがある樹木の事前

伐採を行いました。日向圏域では、昨年9月、台風第14号の影響で、倒木などが電線や電柱を巻き込んで起こる停電事故が相次いだため、予防的に実施したそうです。事前伐採には、官民連携、事前防災の観点から、県内各地で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、災害時に倒木のおそれのある樹木の事前伐採について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県が管理する道路におきましては、利用者の安全な通行を確保するため、日常の道路パトロールなどで状況を把握し、通行の妨げとなりそうな樹木は、道路管理者において除去しているところであります。

特に、樹木による電線への影響が広範囲で危惧される路線等につきましては、電線管理者とともに定めた「道路管理者・電線管理者災害時連携マニュアル」に沿って、電線管理者と協議の上、危険箇所を抽出し、所有者の同意を得るなど、相互に協力して事前伐採を行っております。

近年では、西臼杵支庁、延岡・日向・串間土木事務所管内で実施しており、今後とも、多くの路線で事前伐採が実施できるよう電線管理者との協議を重ね、適切な道路管理を行ってまいります。

○後藤哲朗議員 よろしくお願ひいたします。

次に、国土強靱化についてお尋ねしてまいります。

本県では、これまでの3か年緊急対策、5か年加速化対策において、道路整備や治水対策など、様々な国土強靱化に関する取組を行っております。本県は、台風等による豪雨災害や、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が想定される

など、災害リスクの高い地域であり、より一層の国土強靱化を推進する必要があると考えます。

そこで、国土強靱化の中で、まずは河川の強靱化についてお尋ねいたします。

本県では、台風襲来等により、度々浸水被害が発生し、県民からの掘削等の要望が従前より多く、強かったと思いますが、近年の国土強靱化の予算により、河川の治水対策が進められていると実感しています。

そこで、河川に関する国土強靱化の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県におきましては、近年の激甚化・頻発化する自然災害を受け、平成30年度から国土強靱化対策の予算を活用し、河川においては、五ヶ瀬川や北川などでの河道掘削や樹木伐採、堤防補強、水門等の自動閉鎖化などの治水対策に重点的に取り組んできたところであります。

効果の事例としまして、例えば門川町の五十鈴川において、令和4年の台風第14号では、浸水被害の大きかった平成28年の台風豪雨を上回る降雨量があったものの、河道掘削によりピーク時の水位が低下したことで、浸水家屋数が半減するなど、一定の効果があったものと考えております。

引き続き、浸水被害の軽減のため、国土強靱化の取組など、治水対策を進めてまいります。

○後藤哲朗議員 次に、道路の強靱化についてであります。先月の能登半島地震においても、被災地の復旧・復興を図る上で、災害に強いネットワークの整備が大変重要と感じたところでは。

そこで、本県における道路に関する国土強靱化の取組について、県土整備部長にお伺いいた

します。

○県土整備部長（原口耕治君） 道路に関する国土強靱化の取組につきましては、「命の道」として災害時の救急医療や救援活動を支えることとなる、緊急輸送道路の整備を重点的に進めております。

具体的には、国道219号や国道327号などで、バイパス整備や道路のり面の防災対策を進めており、令和4年台風第14号では、過去の災害に比べ、入郷地域や西米良村における国県道の路肩決壊や斜面崩壊などの被災箇所が約半数に軽減されたところであります。

また、国道218号におきましては、干支大橋などの大規模な橋梁の耐震化を優先的に進めるとともに、電線の地中化にも取り組んでおります。今後とも、災害に強い道路ネットワークの構築に努めてまいります。

○後藤哲朗議員 今の部長の御答弁によりまして、河川や道路において、国土強靱化対策により、様々な効果、ストック効果が発揮されていることを確認させていただきました。ありがとうございました。

続きまして、国土強靱化のPRについてお尋ねいたします。

昨年の12月に、宮崎市で開催された国土強靱化シンポジウムに参加いたしました。国、地方、企業、国民が一体となって、災害に強い国づくりを加速させることを目的に開催されており、佐藤副知事からは、本県の強靱化への取組について、講演を聞かせていただきました。

県内では、これまでの取組により、様々な強靱化の効果が発揮されていることを実感できたところであります。

今後、より一層強靱化を進めていくためにも、このように効果を積極的にPRすることが

必要であり、ひいては、予算を確保するためにも大変重要であると考えます。

そこで、国土強靱化のPRについて、どのよう取り組まれているのか、佐藤副知事にお伺いいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 私は、県内各地をこれまでいろいろ訪問してまいりましたけれども、その中で、先ほど部長が申しあげましたように、効果をいろいろ感じる場所がある一方で、特に、例えば、災害現場の復旧工事中に再度災害に遭うというところもたくさん見てまいりました。県土の脆弱性を目の当たりにし、さらなる強靱化が必要であるというふうに感じているところでございます。

国土強靱化の効果や必要性をPRすることは、県民一人一人の理解を深め、取組への共感を得て、県全体が一丸となって推進することにつながり、また、ひいては、予算確保にもつながると認識しております。

このため県では、取組の効果発揮事例を取りまとめ、県ホームページや新聞広告等で発信するほか、大型商業施設での家族向けイベント、インフラの体験ツアーなど、幅広い層へのPRに取り組んでいるところでございます。

このような中、昨年末に開催されました国主催の国土強靱化シンポジウムにおいて、今御紹介いただきましたように、私は県を代表しまして、本県の様々な強靱化の効果、それからさらなる強靱化の必要性について、県民の皆様をはじめ、全国にも発信したところです。

私としましては、引き続き県土強靱化を推進するため、これまでの経験や人脈を最大限に生かし、継続的・安定的な国土強靱化予算の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 今御答弁がありましたように、継続的・安定的な予算の確保をどうかよろしくようお願い申し上げます。

最後に、防災教育についてお尋ねいたします。

13年前の東日本大震災の折、小中学生が、地震が起きると主体的にすぐに高台へ、そしてより高い避難地へと走り、ほぼ全員が迫りくる巨大津波から逃げ切ったあの「釜石の奇跡」は、防災教育のたまものだと言われていますが、その推進役のお一人、東京大学大学院特任教授の片田敏孝さんの講演会が今月の10日に延岡市で開催され、出席してまいりました。

片田教授のメッセージを一部紹介しますと、「災害にシナリオなし、自然の猛威にはあらがえない。行政はあくまでもサポート役、住民自らの責任で命を守る行動を」、そして「家庭や地域、学校で、大人たちが子供たちに、命の貴さや人への思いやりの大切さを教えてほしい」と訴えました。

ところで、県教育委員会では、「学校と地域がつながる安全教育推進事業」に取り組んでおられ、その中で今年度は、県立延岡工業高校と延岡市立南中学校が安全教育推進校に指定されていると伺っています。

そこで、子供たちに主体性を持たせて防災教育に取り組むことが重要と考えていますが、「学校と地域がつながる安全教育推進事業」において、子供たちの防災意識を高めるために、どのような取組を行っておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、今年度は、今議員からもお話のありましたように、延岡市の学校を拠点校に指定し、地域と連携を図りながら、防災を中心とした安全教

育の実践に取り組んでおります。

拠点校の生徒は、東日本大震災の被災地である宮城県等を訪問し、震災遺構等の視察や現地高校生との交流を行い、訪問後には、実際に見て感じたことを、他校の教員や生徒に発信する機会を設けております。

また、全ての県立高校が参加する高校生防災研修において、防災士による講話や災害時の安全についての協議を通して、防災を自分事として考える活動を行っております。

県教育委員会といたしましては、今後も災害時に適切に判断し、主体的に行動できる子供たちを育成してまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。御答弁にありましたように、防災を自分事として考える活動、主体的に行動できる子供たちを学校、家庭、地域で育てていくことがキーワードのような気がいたしております。

さて、知事は、本定例会の開会に当たり、所信の一端を話されました。その中で、「大規模災害から県民の命を守る」、これは知事の重要な使命です。引き続き、常在危機の意識を徹底し、能登半島地震の教訓も生かしながら、耐震化、備蓄、早期避難の3つの備えが整うよう万全を尽くしてまいります」と述べられました。これは本当にありがたい強いメッセージだと、私はそのように思いました。ありがとうございました。

昨日も、愛媛、広島方面でマグニチュード5.1と推定される地震が発生しましたように、災害はいつどこで起きるかわかりません。万全の備えをもって県民の命を守っていただくことをよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 次は、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。私は、自由民主党、児湯郡選出の山下寿でございます。

今回で、めでたく記念すべき10回目の一般質問になります。これも諸先輩の皆様方、県職員の皆様方の支えがあってのことだと思っております。これからも県民の皆様方の安心・安全な暮らしを守るため、誠心誠意、議員活動に邁進していく所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今年はずつ年でございます。つつ年は陽の気が動いて万物が振動するため、活力旺盛になって大きく成長し、形が整う年だと言われております。

そんな元旦の朝、穏やかな年明けに、初日に向かい手を合わせ、今年の平穏を願ったところでありました。そして、孫たちと夕食を楽しもうとリビングでゆっくりした時間を過ごしていた矢先、NHKのアナウンサーが突然「津波警報が出ました。今すぐ逃げることに、高いところに逃げることに」と叫び出しました。ただごとではないという緊張感を感じたのを今でも鮮明に覚えております。

令和6年能登半島地震、元旦の午後4時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7を記録した大地震の発生でした。死者241名、住宅の全壊、半壊、一部損壊などを合わせると、7万戸以上の住宅に被害が出ました。

そしてまた、次の日の1月2日には、羽田空港で海上保安庁の航空機と着陸直後の日本航空の旅客機が滑走路上で衝突するという、何とも痛ましい事故が発生いたしました。

海上保安庁の航空機は、被災地への支援物資を輸送予定であったということでありました。

この事故により、海上保安庁の航空機に搭乗されていた5名の隊員の方がお亡くなりになりました。

能登半島地震、航空機衝突事故でお亡くなりになりました方々に対し、心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願っております。

能登半島地震に関する質問は後ほど行いたいと思います。

さて、河野知事が会長を務めていらっしゃる東九州新幹線鉄道建設促進期成会が、先月1月29日に、国土交通省に対して、東九州新幹線の早期整備を求める要望書を提出されました。

この東九州新幹線については、昭和48年11月、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画に追加されたものであります。

知事が会長を務めていらっしゃるので、知事が一番御存じかもしれませんが、その期成会の試算によると、宮崎から小倉までの所要時間が在来線で4時間32分であるのに対し、新幹線を整備すれば1時間19分と、大幅に短縮されると推計しています。

これは交通インフラ整備の効果の面から鑑みると、所要時間が約70%も短縮されるわけでありますから、画期的な施策であると同時に、これまでとは違った人の流れが生まれ、物流も含めた交通インフラに劇的な変化をもたらす可能性を秘めています。

そこで、知事にお尋ねします。東九州新幹線が基本計画となってから50年が経過しますが、これまで整備が進まなかった理由についてお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わり、残りの質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えしま

す。

新幹線の整備は、全国新幹線鉄道整備法に基づき実施される国家プロジェクトでありまして、この法律により、整備計画路線として決定されたものから進められることとされております。

東九州新幹線につきましては、昭和48年に、四国新幹線などとともに、計12路線が基本計画路線に決定されましたが、これまで整備計画路線に格上げされたのは、JR東海が自己資金によって建設を主体的に進めることとなったリニア中央新幹線のみでありまして、他の路線は全く進展がないまま50年が経過しているところであります。

この状況につきまして、先ほど御指摘がありました東九州新幹線鉄道建設促進期成会の会長という立場で、私も毎年、国に要望しておりますが、国からは「整備途上の西九州新幹線などの整備計画路線を優先しており、基本計画路線の取扱いは、これらの整備の後となる」という説明を受けているところであります。

このように、東九州新幹線の進展がない理由としましては、整備計画路線の進捗状況や財源的な問題と考えておりますが、昨年、国の骨太の方針などにおきまして、基本計画路線の今後の方向性について調査検討を行う旨が新たに明示されましたことから、全国的にさらに議論が高まっているところでありまして、本県としましても、引き続き、県内における議論も深めつつ、国の動きを注視してまいります。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 昭和30年代後半から50年代初めにかけて、宮崎県は空前の新婚旅行ブームに沸きました。ピーク時に宮崎県を訪れた新婚旅行客は約37万組で、その年に日本全国で結婚し

たカップルの約35%に上ったと言われるほどでした。

この時期は、日本における航空便が発達を始めた時期と重なり、若者たちの「飛行機に乗って宮崎へ行く」という夢が、宮崎の観光ブームを牽引したというのが一般的な評価であります。

つまり約50年前の新婚旅行ブームは、宮崎県が誇る大自然というアピールポイントと、それを求めた若者たちのニーズをマッチングさせる航空便の発達という移動手段が融合することで実現したものであります。

2011年3月、九州新幹線は博多―新八代間が開業し、東京から鹿児島まで1本のレールでつながりました。次は、小倉から宮崎をつなげるときではないでしょうか。

この新たな交通インフラの整備がトリガーとなり、新たなムーブメントを宮崎県に引き寄せる。宮崎再生の切り札になるのは間違いないと、私は確信しているものであります。

1973年に基本計画に組み込まれた東九州新幹線、これは、陸路での九州の玄関口、小倉から東九州に人々を招き入れる非常に重要な路線であります。

そして、知事は常々、交通インフラは地域の命と経済を守る大切なものであるとおっしゃっております。今回このように新聞やテレビで大きく取り上げられるということは、県民の皆様が非常に高いということのあかしであります。この機運をさらに盛り上げて、東九州新幹線をぜひ実現していただきたい。

そこで、知事にお尋ねします。東九州新幹線日豊本線ルートに対する認識と、実現に向けた知事の決意及び今後の進め方についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州新幹線につきましては、日豊本線ルートが基本であるという認識の下で、先ほど申し上げました私が会長を務めます東九州新幹線鉄道建設促進期成会において、整備計画路線への格上げに向け、長年にわたり、毎年、国に対する要望活動を行ってきております。

先月も4県1市合同で、これは、沿線の福岡県、大分県、鹿児島県、そして北九州市ということではありますが、国土交通省の小鍵政務官に対して、実現に向けた思いを伝えたところであります。

これまでは、沿線のほかの3県1市は事務方の出席でありましたが、今回は、大分県の佐藤知事、さらには福岡県の副知事、北九州市の副市長も参加いただき、沿線自治体においても機運の高まりというものを感じたところであります。

小鍵政務官からは、「九州に新幹線が2軸できることは大きなことであり、整備に向けて工夫できることを考えたい」という回答があったところであります。

本県にとりまして、東九州新幹線は、九州内での東西格差の解消をはじめ、南海トラフ巨大地震などによる災害対策の観点からも大きな役割を果たすものでありますので、引き続き、整備計画路線への格上げに向け、要望活動を行ってまいります。

また、新幹線に対する県民の機運醸成を図ることも大変重要でありますので、当初予算案の調査事業によりまして、県内の議論の活性化も図りながら、本県の新幹線整備の実現に向けて取り組んでまいります。

○山下 寿議員 どうぞよろしく願いしておきます。

次に、令和6年能登半島地震の発生を受け、県の災害対策の備え、災害対応に関する県の認識についてお尋ねいたします。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、その大きな影響を受ける可能性が極めて高い宮崎県として、令和6年能登半島地震をどのように捉えているのか。

災害復旧もこれから本格的に始まるという段階で、能登半島地震の総括的な評価はまだなされていませんが、それを待っていては、明日にでも起きる可能性がある南海トラフ大地震の対応に遅れが生じてしまう可能性があります。

県民の安心・安全な暮らしを守らなければならない行政としての責任を果たすために、やらなければならないことを見極め、できることから始めていかなければならないと思います。

ある報道によりますと、気象庁が開いた南海トラフ地震発生の可能性を評価する定例の検討会の中で、「1日に発生した能登半島の地震の影響はなく、特段の変化は観察されなかった」とする一方、「南海トラフ大地震では、能登半島地震を大きく上回る強い揺れや大津波が想定されるため、巨大地震に備えて引き続き準備を進めてほしい」との見解も示されております。

私が住む町、川南町は、東は日向灘、西は尾鈴山麓に挟まれた唐瀬原と国光原の台地であり、一部の津波浸水想定地域を除いては、全体的に災害に強い町だと思っておりました。しかし、考えが一変しました。

能登半島全域で多くの木造家屋が倒壊し、たくさんの人たちが下敷きになりました。耐震性が高い鉄筋コンクリート構造7階建てのビルが横倒しになった映像を、皆さんもテレビなどで御覧になったと思います。

そして、その後の速やかな救助を阻害したの

が、能登半島特有の道路事情による交通網の寸断と、地殻変動の影響により、港が使えなくなったことであります。多発する孤立集落、支援物資が届かないなど、能登半島地震で生じたこれらの問題は、南海トラフ巨大地震が発生すれば、必ず宮崎県が直面する問題であることは間違いありません。

総面積の76%を森林が占める宮崎県は、多くの中山間地域を抱え、たくさんの県民の皆様が暮らされております。そこで、同じような災害が発生した場合、県として適切な対応が取れるのか、県民の命を守る体制は築けているのか、確認が必要であります。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。南海トラフ巨大地震での建物倒壊による人的被害の想定についてお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 県が令和2年3月に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定では、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合、県内13市町で最大震度7の極めて強い揺れに襲われ、沿岸10市町に最大17メートルの津波が到達すると想定されております。

これによる県内の建物被害は、全壊が約8万棟とされており、人的被害は、死者が約1万5,000人、負傷者が約2万人で、このうち、建物倒壊による死者は約3,000人、負傷者は約1万8,000人と想定されております。

○山下 寿議員 南海トラフ巨大地震の発生により、最も警戒すべき災害は、大津波であるということは疑う余地もありません。

今回、能登半島地震で津波が発生しましたが、津波による犠牲者はほとんど確認されていません。それは、NHKのアナウンサーの避難

の呼びかけがよかったからだけではなく、そこにいた人たちの津波避難に対する心構えがすばらしかったからであると思います。避難訓練の成果が人々の命を守ったと言っても過言ではないと思います。

宮崎県におきましても、大津波にフォーカスした避難訓練は毎年実施されており、充実していると思います。しかし、犠牲者局限という観点に立ってその体制を眺めてみると、家屋倒壊等からどのように避難するのか、孤立集落からどのように被災者を救助するのかという視点が足りないのではないかと思います。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。津波以外の被害から県民を守るための啓発や県の訓練をどう進めていくのかお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 本県では、毎年のように大雨や台風などによる風水害が発生しており、今後も、高い確率での南海トラフ地震発生や、火山の噴火なども懸念されております。

このため県では、県民に対し、大規模災害から命を守る、耐震化、早期避難、備蓄の3つを重点的に啓発しており、今後とも、これらに加え、災害用伝言ダイヤル171、防災アプリの活用などについて、SNSや街頭ビジョン、県ホームページなどを活用しながら啓発を行ってまいります。

また、県が行う訓練につきましては、様々な事象を想定した図上訓練に加え、ヘリコプターを活用した訓練や、市町村、消防、自衛隊などの関係機関と連携した実践的な訓練に努めてまいります。

○山下 寿議員 「72時間の壁」、これは阪神・淡路大震災の経験を基に、国土交通省近畿地方整備局が教訓として導いた、人命救助におけ

るタイムリミットの目安を示した言葉です。

負傷した人の命を守るためには、発災後できるだけ早く医療処置を施すことが重要になります。そのとき、方法は基本的に2つしかありません。1つ、負傷者を医療機関に搬送する、2つ、医師を派遣するであります。

今回の能登半島地震のように、広範囲にわたる道路のり面の崩落や道路陥没など、道路が寸断されてしまうと、負傷者を医療機関に搬送したり、医師を現場に派遣すること自体が困難になります。つまり第一優先でやるべきは、道路啓開、車両や人が通行できるようにすることなのです。

過去、我々が経験した阪神・淡路大震災や東日本大震災の初動で必要性が高かったのは、グラップルやパワーショベルなどの重機でありました。救える命を救うため、初動の段階や応急時に、いかに大量の重機を被災地に投入してインフラを復旧できるかが重要です。

そして災害時には、重機に限らず、救助活動に必要な人員輸送や、避難者への物資の輸送を円滑に行えるかなど、様々な場面において迅速な対応が必要となります。そのためには、民間企業の協力を得ることが不可欠です。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。災害時に民間企業等の協力を得るための協定の締結状況についてお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 大規模災害時の応急対策においては、議員御指摘のとおりインフラの復旧や避難者への物資の調達・輸送などについて、民間企業等の協力を得ることが必要であります。

このため県では、今年1月1日現在、支援物資の輸送について、宮崎カーフェリーやトラック協会などと、道路やライフラインの復旧につ

いて、建設業協会やLPガス協会などと、また食料・水の提供については、大手コンビニチェーンや小売店、飲料メーカーなどと、合計151件の災害時応援協定を締結しております。

○山下 寿議員 能登半島の被災地の復興はこれからであります。私たちも、できることは積極的に手を差し伸べて支援していきたいと考えております。

次に、生成AIの利用状況についてお尋ねいたします。

近年、コンピューター技術の発展は目覚ましく、特に人工知能、いわゆるAI分野の発展は目をみはるものがあります。そこで、どんな能力があるのか試してみました。

無料の生成AIアプリ「チャットGPT」に、地域におけるごみ問題を解決する方法について聞いてみました。その回答は以下のとおりです。

「地域の問題を解決するためには、包括的なアプローチが必要です。リサイクル施設の拡充、分別収集の促進、ペイバックやエコバッグの利用促進、廃棄物削減のための啓発活動、コミュニティ参加の奨励、法規制の導入、リーダーシップと協力、これらの方法を組み合わせることで、地域のごみ問題をより効果的に解決することができます」。

以上がチャットGPTの回答になります。私の個人的な意見は一切入っておりません。

ここで皆さん、この回答内容、どのような感想をお持ちになりましたか。私は全く違和感を感じませんでした。これを行政でも活用しない手はありません。

そこで、知事にお尋ねします。行政分野における生成AIの利活用について、知事の認識をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 生成AIは、労働力不足など様々な社会課題の解決が期待できる革新的な技術でありまして、私たちの暮らしや産業に大きな変化をもたらすことが期待されております。現在、国産生成AIの実用化に向けた支援も行われておりまして、国も生成AIの安全・安心な活用を促進しております。

一方、導入に当たりましては、著作権の侵害や誤った情報の生成・発信など、マイナス面も指摘されているところでありますし、悪用された場合の計り知れないリスク、国際的なコントロールも必要ではないかと、そのような議論も進んでいるところであります。

人類の歴史を振り返った場合に、こういった新しい技術が開発・発明された場合、様々なリスクをはらみながらも、適切にリスクコントロールしながら社会の発展・進歩をもたらしてきた、そういうことがございます。

生成AIは、行政分野におきましても、業務の効率化や生産性の向上に資する有効な手段の一つでありますことから、私としましては、しっかりとリスク管理を行った上で利活用すべきものと考えております。

今後、人口減少により職員の確保が厳しくなる中、また行政ニーズの高度化・複雑化も進む中で、行政サービスを継続的・安定的に提供するための手段の一つとして、生成AIの本格導入に向けて着実に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 今、知事からもお話がありましたように、人口減少に伴う労働力不足の問題は、これからますます加速していくことが予想されます。県行政においても他人事ではありません。働き方改革をより一層推進するためにも、生成AIの利活用は必要なツールだと考えます。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。県の生成AIの検討状況についてお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、生成AIの導入に向けて、昨年6月にワーキンググループを設置して検討した結果、業務の効率化に一定の有効性が確認できたため、利用に向けたガイドライン等を整備し、基本的なルールや注意事項を定めたところであります。

現在、庁内から選出された職員による実証を進めており、システム環境の検討やマニュアルの作成を行うとともに、効果的な使い方等について検討を重ねております。

来年度からは、段階的に利用を開始することとしており、当初予算案に計上しております「生成AIシステム導入事業」等により、必要な環境整備を行うとともに、生成AIの特徴やリスクについての職員研修を行いながら、業務に活用していきたいと考えております。

○山下 寿議員 現在、県内で生成AIを活用した業務改善の取組がかなり進んでいる市があるとお聞きしました。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。県内市町村において、生成AIを活用している事例についてお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県内市町村におきましては、本年2月1日現在、4市1町が既に生成AIを導入しており、3市7町が実証試験を行っている状況となっております。

このうち都城市では、生成AIを安全に利用できるシステム環境を民間企業と共同開発し、文章作成や要約、翻訳のほか、アンケートの作成や集計、プログラムの作成等に活用しており、また、宮崎市では、政策のアイデア創出や情報収集での利用についての研究が始められる

とお伺いしております。

今後さらに行政機関向けの生成AIサービス等が開発されていくものと考えられますので、引き続き、国や市町村と情報交換を行い、効果的な活用について検討を行ってまいります。

○山下 寿議員 次に、県営基幹農道整備事業平下地区及び県営農地保全整備事業平下地区における事業の進捗についてお伺いいたします。

川南町平下地区農道・農地保全整備事業の進捗についてお尋ねいたします。

特に川北農免道につながる農道整備については、これまでも何度も質問させていただき、その都度、進捗を確認させていただいております。

川南町平下地区周辺は、JA尾鈴選果場、サンA本社工場、児湯食鳥本社工場などが隣接する工業団地となっているため、交通インフラ整備が急務となっていました。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。川南町平下地区の県営基幹農道整備事業のこれまでの取組と今後の予定についてお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県営基幹農道整備事業平下地区につきましては、令和4年度に事業採択を受け、これまでに地元説明会を重ねて実施しており、その中で出された意見を踏まえ、令和6年3月には詳細設計を終える見込みです。

令和6年度は、工事着手に必要な用地測量や物件調査を行い、用地買収や補償を進めてまいります。

今後とも、予算確保に努め、町や地元関係者と連携しながら、早期完成に向け、取り組んでまいります。

○山下 寿議員 平下地区のこの農道が整備さ

れると、都農インターチェンジまでの接続がスムーズになるため、宮崎県の特産品を速やかに流通経路につなげることができるようになり、地域の発展、ひいては宮崎県の発展に寄与する大変大切な道路であります。

そして、併せて計画されている農地保全整備について、農政水産部長にお尋ねいたします。

農道整備事業に関連して進める計画となっている県営農地保全整備事業平下地区の取組と今後の予定についてお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県営農地保全整備事業平下地区につきましては、降雨による農地浸食や災害を未然に防止するため、40ヘクタールの農地に排水路を整備するものです。

流末の排水路は、県営基幹農道整備事業と一体的に整備する必要があることから、農道事業と併せて、令和4年度に事業採択を受けたところ です。

これまでに、農道事業と連携して、地元説明会や測量などを行ってきており、令和6年度からは詳細設計に着手することとしております。

○山下 寿議員 平下地区は、これまで大雨の影響により冠水することもあり、車両等の安全な通行に支障を来していました。この農地保全事業も併せて実施していただけるということで、地域の皆さんはもとより、特産品を積んだトラックの運行も、より安全が確保されるものと考えております。引き続きよろしくお伺いいたします。

次に、黒毛和牛子牛価格の下落対策についてお尋ねいたします。

令和4年10月、鹿児島県で開催された第12回全国和牛能力共進会において、宮崎県代表牛が4大会連続の内閣総理大臣賞を受賞されました。誠にすばらしいことでもあります。

この全国和牛能力共進会は、別名「和牛オリンピック」とも言われており、昭和41年の岡山大会を皮切りに、5年に1度、全国の優秀な和牛を一堂に集めて行われる品評会であります。

そんな歴史のある和牛オリンピック、過去12回行われた中で、宮崎県を除いて内閣総理大臣賞を連続して受賞したことがあるのが、広島県の連続2回が最高であります。4回連続受賞の宮崎牛は、まさしく日本一であります。

県は、令和6年度当初予算案の中に「3つの日本一挑戦プロジェクト」を掲げておられます。子供、スポーツ、グリーンエネルギー、これから宮崎再生、さらなる高みを目指すために、とても重要なことだと思います。ぜひとも知事の強力なリーダーシップの下、力強く推進していただきたいと思っております。

あわせて、これまで日本一であったものにも、引き続きリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

昨年来から続く原油価格の高騰と物価上昇、牛に与える餌、配合飼料の価格も上昇し続け、和牛農家の皆さんの経営に深刻な影響を与えています。皆さんは身を削る思いで経営を続けてこられました。もうこれ以上、削れないというところまで来ています。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。近年における配合飼料価格の推移についてお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 国の農業物価統計調査によりますと、肉用牛の配合飼料価格は、令和2年が1トン当たり6万4,360円であったものが、原料価格の高騰や円安、海上運賃の値上がり等の影響により、令和5年は約1.5倍の9万2,970円となっております。

○山下 寿議員 飼料価格の高騰、燃料費の高

騰、そして、それに追い打ちをかけるように子牛価格が下落。ここまで来ると、農家さんの自助努力の限界を超えています。このままでは、日本一の宮崎牛を支えてくれている農家さんの経営が危ない。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。子牛価格の下落に対する国と県の支援策について伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、国の肉用子牛生産者補給金制度等と連携し、基準価格と平均子牛価格との価格差を補填することにより、繁殖農家を支援してまいりましたが、今般、国が対象期間を3月まで延長したことから、県も期間延長による事業費の増額を2月補正予算案に計上しております。

また、配合飼料価格高騰に関する支援を行うとともに、畜産経営コンサルタントなどを活用した経営体質強化や生産性向上の推進も図っております。

引き続き、市場価格の動向を注視しながら、畜産農家が安心して経営を続けられるよう取り組んでまいります。

○山下 寿議員 今御答弁いただいた支援策は、非常にありがたい、本当にありがたいものですが、十分ではないと思います。

円安がさらに進行すれば、原油価格はさらに高騰するでしょう。それに伴って物価が上昇すれば、必要経費も増える。経費増加分を子牛の販売価格に転嫁できなくなると、残された道は廃業しかなくなると思います。今、現実にこの流れが起きようとしています。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。県内の和牛繁殖農家の戸数と頭数の推移について伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県内の和牛繁

殖農家は、高齢化等に伴い、年々減少傾向にあり、令和2年は5,100戸であったものが、令和5年は4,440戸となっております。

また、繁殖雌牛頭数につきましては、地域ぐるみでの効率的な生産体制の確立を目指す、国の畜産クラスター事業等による施設整備の効果などもあり、令和2年の8万2,900頭から令和5年は8万6,000頭に増頭しております。

○山下 寿議員 今の答弁で私は思うんですが、大規模農家は頭数を増やしておりますが、今までずっと和牛を守ってきた中小規模の農家が減っているように思います。どうかそこも守っていただきたいと思います。

農家の皆さんは、これまで必死の思いでやってこられました。全国の宮崎牛を愛してくださる消費者の皆様にも、おいしい宮崎牛を届けることだけを考えて頑張ってきた結果が4大会連続内閣総理大臣賞受賞につながっていると思います。

少子高齢化が加速する中、人口減少に伴うマーケティングの縮小は避けることができません。そんな状況の中で、どのようにして日本一の宮崎牛を守っていくのか、今、真剣に考えなければならないところに来ていると思います。

そこで、知事にお尋ねします。日本一の宮崎牛を支える和牛生産基盤をどう守っていくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 肉用牛は、本県農業産出額の約4分の1を占める基幹産業ですが、物価高に伴う消費低迷など様々な要因により、現在、厳しい経営環境にあります。

私も継続して各地域の子牛競り市を回る中で、生産者から直接、今後の経営に対する不安の声を伺っております。国や県に対策をしてもらっているというのは分かるが、でも先が見え

ない、本当につらい、何とかしてほしいと、そういう切実な声を伺っております。

このため、本県の肉用牛生産基盤を守り抜くという強い覚悟の下、子牛の価格差補填や配合飼料等の価格高騰対策を講じるとともに、畜産経営コンサルタントによる経営体質強化や生産性向上、畜産クラスター事業などによる生産基盤の拡充にも取り組んできたところであります。

また、牛肉の消費拡大を進めることが大変重要でありますので、議員からも御指摘があった4大会連続内閣総理大臣賞、さらにはおいしさ日本一、こういったことをしっかりPRする取組も進めておりますし、先般、ニューヨークで宮崎牛のトップセールスを実施してまいりましたが、宮崎牛に対する評価というのは極めて高いものがあるという手応えを感じたところであります。

あのロサンゼルスのレストランで、大谷選手と山本選手が食事をしたときに宮崎牛が提供されたのも、我々がそれを売り込んだのではなく、アメリカで流通しているものの中で、いい和牛を提供したいというお店の方の判断で宮崎牛が提供されたということでありまして、その評価も認知度も高まっているということも感じたところであります。近年、こうした需要が大きく伸びている海外も含めて、今後とも販売拡大にも積極的に取り組んでまいります。

今後とも、国や市町村、関係団体と一体となって、肉用牛の生産基盤の維持・強化を図り、持続可能な畜産経営の実現に努めてまいります。

○山下 寿議員 知事の力強いお言葉、大変励みになります。日本一の宮崎牛のおいしさを世界に発信して、今度は世界一の宮崎牛にしてい

たきたいと思っております。

最後に、脱炭素2050年対策についてお尋ねします。

2023年7月、国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、ニューヨークの国連本部で記者会見を開き、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と述べました。

皆さんも覚えていらっしゃると思うのですが、去年の夏は暑かったですね。それもそのはずです。去年の夏は、最高気温30度C以上の真夏日が82日と、歴代2位の記録となるほか、25度C以上の夏日と35度C以上の猛暑日を合わせると、何と151日も夏だったわけでありまして。今年の夏がどうなるか、大変心配しております。

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。それに合わせて、県も2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言され、様々な取組を実施されております。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。県が宣言されてから3年がたつわけですが、本県の温室効果ガス排出の現状や、排出削減に向けた県の取組についてお伺いします。

○環境森林部長（殿所大明君） 本県では、2020年度にCO₂換算で974万トンの温室効果ガスを排出しており、森林等が吸収した量を差し引いた排出量は585万トンと、基準年度である2013年度比で28.3%削減しております。

温室効果ガスの削減に向けて、CMやイベント等により機運の醸成を図るとともに、具体的な行動を冊子に取りまとめで示すなど、県民や事業者の方の取組を促進してきたところであります。

また、高効率な家電への買換えや設備の更新などを支援して省エネを推進するとともに、住

宅や事業所における太陽光発電設備の導入を支援して再エネ由来電源への転換を図ることにより、排出の削減に取り組んでおります。

○山下 寿議員 宮崎県においては、水力発電、太陽光パネル、バイオマス発電など、様々な再生可能エネルギーの導入が進んでおります。皆様の御自宅の近くで、このような施設を御覧になる機会が多くなったと思います。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。県内における再生可能エネルギーの導入状況や電力需要量に占める割合についてお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 県内にある再生可能エネルギーの導入量は、令和4年度末時点で275万キロワットとなっており、内訳としては、太陽光発電が156万キロワットと半数以上を占め、次いで水力発電が70か所で101万キロワット、バイオマス発電が24か所で9万キロワット、風力発電が2か所で8万キロワットとなっております。

また、令和4年度にこれらの再エネ設備が発電した電力量は約44億キロワットアワーと、県内の電力需要量の64%に相当する規模となっております。

県の環境基本計画では、2030年度までにこの割合を100%に引き上げる目標を掲げており、今後、この目標の達成に向けて、本県の恵まれた自然環境を生かしながら、さらなる再エネの導入拡大を推進してまいります。

○山下 寿議員 今後さらなる科学技術の発展とともに、脱炭素社会の実現に向けた取組というものは大きく変化していくことであろうと考えます。この構造的な変革が起きるまでは、今ある技術を駆使して、できることを淡々と進めていくしかないと思います。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。2050年の脱炭素社会の実現に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 2050年の脱炭素社会の実現には、化石燃料から脱却した産業構造への転換など、既存の技術だけでは対応が難しいものがあります。

しかしながら、その取組は急務であり、2030年度には基準年度比で排出量を半減できるよう、屋根置き型の太陽光発電設備や電気自動車の普及、住宅の省エネ性能の向上などを図るとともに、関係部局と連携して、製造業などの産業部門の脱炭素化を推進してまいります。

また、脱炭素社会は、排出量と吸収量が均衡することにより実現することから、排出削減対策とともに、吸収源対策として、現在、県内で排出される量の約4割を吸収している森林の整備にもしっかりと取り組んでいきます。

○山下 寿議員 時代は地球沸騰化の時代に入りました。一刻の猶予もないというのが世界の認識になりつつあります。

温室効果ガス削減の目標達成が2050年までという期限ではありますが、少なくともそこまでに目標を達成しなければいけません。目標を達成できる見込みがついた時点で、さらに短縮する努力を行うべきであります。

そこで、知事にお尋ねします。2050年の脱炭素社会の実現に向けた決意をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 世界気象機関などが「2023年の世界の平均気温が観測史上最も高くなった」と発表し、その大きな要因は、地球温暖化であると分析しているところであります。

地球温暖化は様々な災害をもたらす気象危機の要因でありまして、先ほど御紹介がありまし

た地球沸騰といったような表現で警鐘が鳴らされているということ、これは人類全体として重く受け止めるべきものであらうと考えておりますし、温室効果ガスの削減は、将来世代に対する私たちの責務であると考えております。

このため県では、昨年度、環境基本計画を見直し、2030年度に向けた新たな削減目標を設定するとともに、その達成に向けたロードマップを作成し、省エネの推進や再エネの導入拡大などに取り組んでいるところであります。

また、グリーン成長プロジェクトにおきまして、再造林を核とした循環型林業の推進、藻場などのブルーカーボンへの取組、さらには、海外資源への過度な依存を抑える循環型農水産業の推進、産業部門の経済成長につなげる脱炭素経営の推進という3つの分野での取組というものを、強い思いを持って取り組んでまいります。

このプロジェクトによりまして、地域資源の保全・活用による産業成長と併せて、脱炭素社会の実現を図ってまいります。

○山下 寿議員 力強い決意表明、ありがとうございました。

地球沸騰化問題は、宮崎県だけで解決できる問題ではありません。世界全体で取り組まなければならない問題であることは確かであります。であるならば、日本で一番最初に目標を達成した県にならうではありませんか。

脱炭素2050年対策においても、日本一を目指して、県民一丸となって頑張っていただければお願い申し上げます。

最後になりました。長年、県政の発展に御尽力いただき、今年で退職される県庁職員の皆様方に感謝とお礼を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分再開

○日高博之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕 (拍手) 皆さん、こんにちは。都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。

初めに、能登半島地震において犠牲になられた方と御家族にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆さんにお見舞い申し上げます。あわせて、復興に向け、日々御尽力いただいている皆さんに敬意を表します。

私も熊本地震の際、避難所運営に1か月ほどボランティアで参加した過去がございます。これから長い支援が必要となります。引き続き、全国から支援を継続してまいります。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

昨年9月定例会の私の一般質問において、地方分権の認識と、国と地方の関係の在り方について、知事の考えを伺いました。知事からは、「国と地方の関係はあくまで対等であり、それぞれの役割の下、互いに協力し、諸課題に対応していくことが重要」との答弁がありました。

他方、国内を見ても、沖縄県における米軍基地移設に関する国と地方の対立など、その関係性に疑問を抱かざるを得ない状況が発生しています。

沖縄県の米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設工事をめぐり、設計変更を承認しない県に対し、国は地方自治法に基づく代執行に踏み切りました。米軍基地に関し、国と沖縄県は長く対立を深めていた状況ではありますが、今回の代執行により、両者の溝がさらに深まることを懸念しています。

国と地方は対等な関係であり、協力が不可欠という認識は私も一致するところです。しかし、今後、代執行が濫用されれば、地方分権を揺るがす事態にもなりかねません。

そこで、地方自治の認識と、沖縄県米軍基地辺野古移設における代執行について、知事の受け止めをお願いします。

また、現在開会中の国会において、地方自治法の改正に向けた動きが見られます。報道によりますと、災害等非常時において、個別の法律に規定がなくても、国が閣議決定を経て、自治体に必要な指示を行うことができるようにするといった内容です。これも運用によっては、地方の自主性や、国と地方の対等な関係性が損なわれるおそれがあります。

そこで、非常時に国の指示権を認めることを目的とした、地方自治法の改正に向けた動きに対する知事の認識をお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、地方自治の認識と代執行についてであります。

地方自治においては、国と地方は対等・協力という前提の下で、国は、外交や防衛などの国家の存立に関わる事務や全国的に統一が必要な施策など、国が本来果たすべき役割を担い、地

方は、地域行政に関する役割を広く担うことで、地方が自らの意思と責任により、地域の実情に応じた施策を実施できることが肝要であると認識しております。

このような中、地方自治法上の代執行は、他の方法で是正を図ることが困難で、かつそれを放置することで著しく公益を害する場合に限り、法の手続にのっとって行われるものであり、その執行は必要最小限でなければならないと考えております。

今回の辺野古への移設計画に係る代執行は、法定受託事務の処理について、司法の判断を仰ぎ、手順を踏んで適法に執行されたものと受け止めておりますが、いずれにしても、基地の問題は、我が国の安全保障に関わる極めて重要な問題でありますので、政府において、責任を持って丁寧に対応すべきものと考えております。

次に、地方自治法の改正についてであります。

新型コロナ対応等で直面した課題を踏まえ、国民の安全に重大な影響を及ぼすような、特に被害が甚大な災害時などに万全を期す観点から、個別法の規定では想定されていない事態に対応するため、国が地方に対し補足的な指示を行う必要性は理解しております。

一方で、地方自治の本旨や地方分権の意義を踏まえ、国と地方の対等な関係が損なわれることのないよう、制度化及び運用に当たっては、地方への十分な配慮が必要であると認識しております。

このため、全国知事会においても、国の指示については、事前に地方と十分な協議・調整を行い、安易に行使せず、また、行う場合であっても必要最小限度の範囲とし、あくまで特例的

なものであることなどを提言としてまとめ、先月、国に申し入れたところであります。

本県としましても、引き続き全国知事会等と連携を図りながら、国に対し必要な要望などを行ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。代執行に関し、必要最低限でなければならないとの認識をお伺いしました。まさにそのとおりで、濫用されることがあってはならない。確かに防衛の問題は、国が果たすべき役割の一つであります。しかし、施策の推進に当たっては、地元の理解・協力が不可欠です。

沖縄県は代執行に関し、最高裁判所に上告しました。沖縄の基地問題については、様々意見はあると思いますが、引き続き経過を見守ってまいりたいと思います。

また、地方自治法の改正の動きに関しても、知事の答弁にありましたとおり、国と地方の対等な関係性が損なわれ、地方分権が逆行することがあってはなりません。国会においても今後議論されると思いますが、引き続き国への提言・要望をお願いします。

次に、防災についてお伺いします。

今定例会においても、多くの議員が防災に関する質問をされています。気象庁によりますと、南海トラフ巨大地震が発生する確率は、今後30年以内に70%から80%とされています。この宮崎県でも大きな被害が想定されており、平時から災害に備えなければなりません。

県では毎年、総合防災訓練や「みやざきシェイクアウト」などに取り組み、県民一体で災害への備えを進めていると認識しています。

それでは初めに、今年度の宮崎県総合防災訓練の内容とその効果について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 今年度の県総合防災訓練は、昨年11月に高鍋町をメイン会場に、児湯地域の市町村をはじめ、自衛隊や消防、警察など約100の関係機関から1,000名以上が参加し、南海トラフ巨大地震の発生を想定して行いました。

この訓練では、関係機関等による道路上の瓦礫除去や、地元消防団と連携した救助・消火活動などに加え、住民の避難タワーへの避難や、炊き出しなどの避難所運営、高鍋町から西都市への広域避難など、様々な実動型の訓練を行ったところであります。

訓練を通して、災害時の防災活動の在り方の確認や、関係機関相互の協力体制の確立、県民の防災意識の向上を図ることができたものと考えております。

○永山敏郎議員 日頃から関係団体との連携や調整に御尽力いただいている関係部局の皆さんに感謝申し上げます。

住民の避難訓練や避難所運営訓練も併せて実施したとの答弁がありました。

防災訓練、また災害時に大きな役割を担うのが自主防災組織です。昨日の坂本議員の代表質問でも取り上げられましたが、県内における自主防災組織の活動カバー率と活動状況について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 令和4年4月1日現在、県内には2,306の自主防災組織が設置されており、活動カバー率は87.7%であります。

自主防災組織は、地域住民が共助の意識に基づき自主的に結成するもので、防災知識の普及啓発や災害に備えた避難や避難所運営などの訓練に取り組むものであります。

消防庁統計によれば、昨年度、県内の自主防

災組織で行われた防災訓練は515回となっております。

また、昨年8月に県が行った調査では、市町村が活動を把握している1,286の自主防災組織のうち、継続した活動を行っているのは648組織と、多くの組織で活動が停滞している状況にあります。

○永山敏郎議員 活動カバー率は低くはないですが、実際の活動が停滞しているということです。

自主防災組織の多くが自治会をベースに組織していると認識しています。自治会の活性化が自主防災組織の活動にも直結すると考えます。

それでは、県内における自治会の現状と課題、活動を促進するための県の取組について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 自治会や自治公民館などの自治組織は、防災活動など地域コミュニティによる共助の機能を維持していく上で大変重要な役割を担っております。

しかしながら、人口減少やライフスタイルの変化により、県全体の世帯加入率は約6割と減少傾向にあるほか、高齢化や役員の成り手不足、地域活動への参加者の固定化などの課題を抱えており、組織全体の活力低下が危惧されております。

このため県では、加入率の向上と活動の強化を図るため、市町村等に対して加入促進のための情報提供を行うほか、県自治会連合会が実施する地域リーダー養成研修会への支援や、県公民館連合会に対して社会教育活動の充実に向けた支援を行っております。

○永山敏郎議員 世帯加入率が6割、これは地域差がありますので、5割を下回る地域も存在するかと思います。県と市町村が連携して、

加入率向上及び活性化に取り組んでいかなければなりません。

県や市町村が幾ら防災訓練や災害への備えを呼びかけても、県民に広く届かなければ効果は薄いです。現時点で自治会などに加入していない方へも、防災訓練等の情報や災害時の備えについて発信が届くよう対策も必要です。

そこで、改めて地域の防災力向上が必要と考えますが、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の能登半島地震では、道路が寸断されたことで、救助・救命活動や支援物資の輸送に支障が生じ、また、建物倒壊などの住家被害が7万2,000棟以上発生したことにより、多くの方々が避難生活を余儀なくされております。改めて、救助・救命や避難において、地域の方々が相互に協力することが重要であると認識したところであります。

災害に際して、自助・共助・公助と言われますが、自衛隊、警察、消防などの公助の手が届くまでにお互いに助け合うこと、そして避難生活における助け合いの重要性ということであろうかと思えます。

このため県では、市町村等が行う防災訓練、自主防災組織や消防団の資機材整備に対する補助をはじめ、自主防災組織を対象とした出前講座、地域防災において中心的な役割を果たす消防団への加入促進などに取り組んでおります。

今後とも、こうした様々な支援や取組を推進することにより、地域防災力の向上を図ってまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。引き続き、県民一丸となって備えを進めてまいりましょう。

次に、認知症施策についてお伺いします。

2024年1月1日、認知症基本法が施行されま

した。認知症の人が尊厳や希望を持って暮らせる共生社会の実現が目的とされています。

まず初めに、認知症の定義と、認知症高齢者数の現状及び今後の見込みについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 認知症は、介護保険法及び認知症基本法の規定により、「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態」と定義されています。

また、認知症高齢者数につきましては、国の推計方法によりますと、令和2年には、全国で約631万人、本県で約6万人でしたが、高齢者数の増加などに伴い、令和7年には、全国で約730万人、本県では約7万人に増加し、65歳以上の方の約5人に1人が認知症になると見込まれております。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。認知機能が低下した状態を認知症と定義することです。

また、県内でも6万から7万人、65歳以上の方の約5人に1人が認知症になるとの見込みです。認知症も程度の差はあれ、誰もがなり得るものと考えます。

それでは、認知症に関する県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 認知症の方やその家族が安心して暮らし続けるためには、認知症の早期発見、早期対応のできる体制を整えるとともに、地域全体で認知症の方を支援することが重要です。

このため県では、医療相談や専門医療の提供などを行う認知症疾患医療センターを県内6か所に設置するとともに、医療・介護従事者に対

する認知症対応力向上のための研修や、市町村と連携し、県内の様々な団体等に認知症高齢者等の見守りネットワーク加入の呼びかけ等を行っております。

さらに、県民誰もが認知症を正しく理解することも重要でありますことから、9月の世界アルツハイマー月間に合わせた県庁本館のライトアップや、一般県民を対象とする講演会の開催など、引き続き普及啓発にも取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 県として、医療体制の整備と市町村との連携、また県民への普及啓発に取り組んでいると理解いたしました。

認知症の方と御家族を地域で、社会全体で支えていくには、認知症への正しい理解が不可欠です。国は自治体と連携し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対し、できる範囲で手助けする認知症サポーターの養成に取り組んでいます。

そこで、認知症サポーターの養成状況と推進に向けた今後の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 認知症サポーターは、今年度において、令和5年12月末時点で、全国で約56万4,000人、本県で約6,000人が養成されており、これまでの累計は、全国で約1,400万人、県内では約17万人となっております。

県としましては、県政テレビ番組で活動を紹介するとともに、認知症サポーターの講師役として、認知症の理解促進に取り組む認知症キャラバンメイトの養成研修など、推進に向けた取組を行っております。

認知症サポーターは、認知症の方やその家族を地域で支える大変重要な役割を担っているこ

とから、今後とも、市町村と連携しながら、認知症サポーターの養成に努めてまいります。

○永山敏郎議員 サポーター養成に当たっては、コロナ禍において、養成講座開催の自粛や、対面式ではなく、オンラインでの講座実施などの制約もあったと聞いています。

コロナ禍も明け、今後、認知症サポーターの養成がますます進みますよう、引き続き市町村と連携した取組をお願いします。私自身も、認知症サポーター養成講座の講師役である認知症キャラバンメイトの一員です。一緒に取り組んでまいりたいと思います。

続いて、県内における認知症カフェなど認知症の方の通いの場の現状と県の支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 認知症カフェなど認知症の方の通いの場は、令和4年度末時点で、県内の全市町村に89か所設置されております。

県では、これらの通いの場がより多く設置されるよう、市町村に対する県内外の取組事例の情報提供や設置の働きかけを行うとともに、開設を希望する団体への助言などを行っております。

認知症の方の通いの場は、御本人やその家族が地域住民らと気軽に交流することのできる大変重要な場であることから、引き続き市町村と連携し、設置拡大に向けて取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 認知症カフェは、認知症の方を地域で支える視点からも重要な役割を担っています。昨年度末で県内89か所に設置されているとのことですが、宮崎市は12か所設置している一方で、都城市では2か所と、地域においてばらつきが見られます。認知症カフェを立ち上

げたけれども、続かずに廃止となった例も見てきました。地域のボランティアの方々の熱意で活動を継続しているカフェもありますが、限界があります。

活動継続のためにも運営費の支援は必要です。宮崎市や延岡市では、介護保険法における介護予防・日常生活総合支援事業、いわゆる総合事業の範囲内で、認知症カフェに対し運営費の補助を実施しています。総合事業は、地域の実態に合わせて市町村が実施内容を判断することになりますが、認知症カフェの拡大、活動継続のため、引き続き各自治体の事例の情報共有や助言をお願いします。

認知症施策に関し、最後の質問です。

かつての痴呆と呼ばれていた時代に比べ、認知症に関する理解が進んできたとはいえ、認知症の方とその家族を取り巻く状況は依然として厳しいと考えますが、目指すべき地域、社会の在り方について、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今後ますます高齢化が進展する中、認知症は誰もがなり得るものであり、地域全体で取り組むべき課題であると認識しております。私も身内の関係者に認知症患者がおりまして、その家族の負担がどれだけのものかというのを、直接いろいろお話を伺ったところでもあります。

国におきましては、新たに認知症基本法が施行されるとともに、進行を抑える新薬が保険適用されるなど、認知症を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中、県におきましては、現在策定中の第二次認知症施策推進計画に沿って、認知症の正しい理解の普及促進や、認知症の方を支援する体制の整備、また、御本人やその家族を支える人材の育成など、施策を総合的に推進し

ていくこととしております。

認知症の有無にかかわらず、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、県民誰もがその個性と能力を十分に発揮し、尊重し合い、支え合いながら共生できる社会の実現を目指してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。まさに誰もがなり得る認知症。認知症予防薬の投与も県内で始まっております。予防も大事であります。現在、認知症の状態にある方々も、ありのままに地域で生活できる社会を共に目指してまいりましょう。

次に、会計年度任用職員の処遇改善についてお伺いします。

さきの11月定例会において、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が可決され、令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となりました。

昨年9月定例会でも、前屋敷議員が質問されていましたが、知事部局全体で26.6%を会計年度任用職員が占めており、もはや会計年度任用職員なしでは県政が回らない状況です。

一方で、常勤職員と比較すると、大きな給与格差が存在します。勤勉手当が支給可能になることは、格差是正の一步と思います。また、県内市町村においても、多くの会計年度任用職員の方々が働かれています。

そこで、市町村における会計年度任用職員の勤勉手当支給に係る対応状況について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 会計年度任用職員の勤勉手当については、令和6年度から常勤職員と同じ月数での支給が可能となるよう、7市町村が既に条例を改正しており、16市町村が3月末までに改正を行うと伺っております。

○永山敏郎議員 3月末までに合わせて23市町村が条例改正を行うという御答弁がありました。昨年末に総務省から発出されました「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」の通知においても、令和6年度からは対象となる会計年度任用職員に勤勉手当を適切に支給すべきものであるとされています。残る3自治体についても早期の対応が望まれます。

さて、昨年の人事委員会勧告において、常勤職員の月例給及び一時金の引上げが勧告され、月例給の引上げは、議会の議決を経て4月に遡る形で実施されました。

会計年度任用職員の給与水準については、職務給の原則や均衡の原則等にのっとり、適切に決定する必要があることから、常勤職員と同様に改善が行われなければならないと考えますが、県及び市町村における会計年度任用職員の令和5年度給与改定の実施時期に係る対応状況について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 会計年度任用職員の本年度の給与等の改定につきまして、県では、常勤職員と同様に、令和5年4月に遡及して実施しております。

また、市町村においては、15団体が同様に遡及して実施すると伺っております。

○永山敏郎議員 4月に遡及して改善した自治体と、遡及しなかった自治体に分かれています。さきの総務省通知においても、会計年度任用職員の給与改定に伴い、必要とされる財源については確保されると示されているにもかかわらず、遡及しなかった自治体の対応には疑問を抱かざるを得ません。

市町村間で会計年度任用職員の給与等の処遇に差があることについて、県の認識と今後の対応について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 会計年度任用職員の給与等につきましては、地方自治法の改正等により、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となり、支給月数のほか、給与改定の時期等は、国からの通知により、常勤職員の取扱いに準じ、適切に対応することが求められております。

市町村職員の給与等につきましては、各市町村の判断において決定されるものではありませんが、県としましては、法改正の趣旨や、必要な財源について国において地方財政措置が講じられていることも踏まえ、適切な対応が図られる必要があると考えており、引き続き、市町村に対し必要な助言等を行ってまいります。

○永山敏郎議員 地方公務員法に定める均衡の原則は、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」とされています。地方行政を支える会計年度任用職員の処遇改善は、人材確保の観点からも急務です。引き続き、市町村への必要な助言をお願いします。

次の質問項目に移ります。公立学校における職員採用についてお伺いします。

このうち、教員の採用状況については、これまでも多くの議員が取り上げており、採用試験の倍率の低下や代替教員不足の課題などが議論されておりますので、割愛いたします。

学校職場においては、教員以外にも事務職員等が配置されています。そこで、学校事務職員及び県立学校司書の配置状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 公立学校の事務職員の配置につきましては、令和5年5月1日現在の総数462名中、教育委員会が採用した職員

は154名で、割合にしますと33.3%であります。

また、知事部局からの出向は308名で、同じく66.7%となっております。

次に、高等学校等の学校司書につきましては、12学級以上の学校に、学校事務職員を図書館担当として国の定数で配置しており、11学級以下の学校につきましては、会計年度任用職員を配置しております。

なお、学校の状況に応じた追加の配置も行っております。

○永山敏郎議員 学校事務職員については、教育委員会採用が3分の1で、残りは知事部局からの出向とのことです。専門性が求められる職場で、出向職員の苦勞もうかがえます。

また、高等学校の学校司書については、週の5日間において、学校司書が不在の曜日が発生する学校もあると聞き及んでおります。図書館は知の探求の場。司書は、貸出し業務だけでなく、本のコンシェルジュとして、利用者一人一人のニーズに合った本の紹介など、気づきや探求のきっかけを与える存在です。学校の状況に応じた追加の配置もしているとのことです。

「読書県みやざき」として、さらなる学校司書の配置の充実強化をお願いします。

さて、令和2年に文部科学省から発出された「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」の通知によりますと、「事務職員は、今般の学校における働き方改革の流れも相俟って、今後益々、事務職員が学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、校務運営への参画を一層拡大し、より主体的・積極的に参画することが求められています」とされています。

本県においては、学校事務職員については、平成9年までは学校事務採用試験を実施し、専

門職として採用されていました。学校事務職員を専門職として採用する考えはないか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校事務を専門的に担う職員につきましては、平成29年度以降、県職員採用試験大卒程度、一般行政区分の中から、本人の希望を踏まえ、県教育委員会が採用しております。

学校事務につきましては、その担うべき業務の複雑化や、ベテラン職員の減少などの課題に対応するため、学校教育への深い理解と高い専門性を備えた人材が求められておりますことから、引き続き、教育委員会による職員採用を進めることで、教育行政及び学校事務の中核となる職員を確保してまいります。

○永山敏郎議員 現在の教育委員会採用は、一般行政職として募集を行い、その後、希望を踏まえて教育委員会が採用するとのことですが、答弁にもありましたとおり、学校教育への深い理解と高い専門性を備えた人材が求められていくとのことですので、募集の段階から専門職として採用試験を実施し、学校教育を志す人材を確保すべきではと考えます。

行政規模が異なりますので、単純な比較対象にはなりません。福岡県などでは、令和5年度において、学校事務の募集区分で採用試験を実施しています。

本県において、いわゆるプロパーの学校事務職員として専門職採用され、職務に従事してきた方々も、先々定年退職を迎えます。今後ますます複雑化する学校事務へ対応するためにも、他県の動向を踏まえながら専門職採用を実施していただきますよう要望いたします。

次に、自転車ヘルメット着用についてお伺いします。

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から自転車のヘルメット着用が努力義務化されました。警察庁によりますと、自転車の交通事故でヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて約2.1倍高くなったとの分析もされています。努力義務ではありますが、命を守るためにもヘルメット着用を推進していかなければなりません。

初めに、宮崎県内の自転車ヘルメット着用率の現状について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 令和5年7月に警察庁が実施した自転車運転者のヘルメット着用率調査では、本県における着用率は7.7%であり、全国平均の13.5%よりも低い結果でありました。

○永山敏郎議員 全国平均を大きく下回る結果となっております。九州・沖縄の中でも最下位の着用率です。低い着用率の要因については、罰則なしの努力義務であることなども考えられますが、着用率向上に向け、県内でも様々な取組が進められています。

通学で多くの生徒が自転車通学を行っている高等学校でも、宮崎北高校が着用を校則化し、先日、県立高4校を着用推進リーダー校に指定したとの報道がありました。

報道によりますと、県教育委員会は2023年度からヘルメット着用に関する3か年計画を推進するとありますが、その概要について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 生徒のヘルメット着用促進については、本年度より、3か年計画で、周知期間、準備期間、実施期間と位置づけ、取り組んでおります。

周知期間である本年度は、生徒総会や学校運営協議会等において、生徒や保護者による熱心

な議論が行われております。

県高校総合文化祭生徒会交流部門では、着用について生徒会自らテーマに掲げたり、県高等学校PTA連合会会長からは、県のPTA研修会でその必要性を取り上げていただくなど、私自身も機運の高まりを感じております。

さらに、教員向けに命の大切さを学ぶ講演会等を行い、1月には、次年度に向けて、着用推進リーダー校を指定したところであります。

県教育委員会では、今後とも、生徒が自ら命を守る行動ができるよう、計画の推進に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 続いて、先ほど答弁にもありました、自転車ヘルメット着用推進リーダー校の役割とその効果について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、ヘルメット着用を推進する取組として、希望があった県立学校4校を、4月から2年間、自転車ヘルメット着用推進リーダー校に指定いたしました。

着用推進リーダー校では、生徒会が中心となって、校内で生徒同士の話し合いやポスター作成、生徒のルールメイキングによる校則化など、各学校が工夫を凝らした取組を実施、または計画しており、その取組を県内に発信することとしております。

また効果として、4校の取組事例を他校が参考にすることで、高校生のヘルメット着用促進が図られ、その姿が県民の皆様の意識向上につながることを期待しております。

今後も県教育委員会として、関係団体等と連携しながら、各学校の取組を支援してまいります。

○永山敏郎議員 現在は、県央地区にリーダー

校が集中していますが、全県下の高校で着用の機運が広がり、3か年計画で着用率が向上することを期待します。

さて、ヘルメットの値段については、安いもので2,000円から、ミドルクラスのもので5,000円程度と認識しています。

高等学校においては、教材費や学用品費など財政的負担も大きく、低所得者世帯の教育費を支援する高等学校等奨学給付金などの制度もありますが、高校生のヘルメット購入について、低所得者世帯向けにどのような支援が考えられるか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のとおり、低所得世帯の高校生等に対し、教科書費や学用品費、通学用品費など、授業料以外の教育費に充てていただくための給付金を支給する高等学校等奨学給付金制度があります。

給付金の内訳には通学用品費も含まれておりますことから、この給付金を活用してヘルメットを御購入していただくことが考えられます。

なお、購入は時間をかけて進めていきますので、各学校に対して、副教材費等の精選など、保護者負担のトータルでの軽減も併せて検討を指示してまいります。

○永山敏郎議員 ぜひ制度の活用についても周知いただき、着用率向上につなげていただければと思います。

また、学生や高齢者のヘルメット購入に対し、独自の助成を行っている県や市町村も見られます。着用率向上の一助になると考えられます。他県の動向を見据え、宮崎県でも検討いただければと思います。

ヘルメット着用率向上は、学生に限らず、全年代で取り組んでいかなければなりません。トライアスロンが趣味で、自転車ヘルメットを着

用する機会も多いと思われ、河野知事に、自転車ヘルメット着用率向上に向けた県民へのメッセージをお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 自転車は手軽な乗り物でありまして、幅広い世代に利用されている一方、県内でも多くの自転車事故が発生しております。重大な被害を防ぐためにも、ヘルメットの着用は重要であると考えております。

このため県では、各季節の交通安全運動期間において、自転車等のヘルメット着用を運動の重点目標の一つに掲げ、広く県民に対してヘルメットの着用を呼びかけているところであります。

私自身、御指摘がありましたように、トライアスロンでロードレーサーに乗りますので、以前よりヘルメットは持っておりましたが、努力義務になる前から、町なかをクロスバイクで走るときも、ヘルメットを着用するようにしておりました。

トライアスロンなどでは、私のような一般競技者でも時速40キロぐらい出るようなことにもなりますが、それは安全が確保された専用コースだからできるわけであって、一般道でそこまでのスピードは出ないにしろ、車や歩行者、それから道路の路面の状況を考えたときに、本当にリスクは極めて深刻だと、大きいと、怖いと思っただけで必要があるのではないかということを感じております。

県民の皆様には、大切な家族や自分の命を守るために、率先してヘルメットを着用していただくとともに、特に未成年者や高齢者に対しては、それぞれの御家庭でもヘルメット着用に対する指導・助言をお願いいたします。

九州では昨年、ツール・ド・九州というサイクリングイベントが始まったように、この自転車を

観光誘客にも使っていこうという取組がさらに進むことになっております。その多様な魅力を、観光やスポーツの振興、健康増進、地域の活性化に結びつけていきたいと考えておりますので、自転車の安全性を高めることについて、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。自転車ヘルメット着用が当たり前の社会に向け、取り組んでまいりましょう。

次に、第8次宮崎県医療計画について伺います。

現在、第8次宮崎県医療計画を策定中で、これまでのパブリックコメントや医療計画部会、医療審議会等を経て、今議会で議決されると認識しております。

初めに、第8次宮崎県医療計画の位置づけや基本理念について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 宮崎県医療計画は、医療法に規定する医療提供体制の確保に関する計画であり、宮崎県総合計画の部門別計画としても位置づけているものであります。

医療需要の増大・多様化が進む中、医療の担い手不足の深刻化が懸念されることから、限りある医療資源の中で、県民が安全で質の高い医療を切れ目なく受けられる持続可能な医療提供体制を構築することを計画の基本理念としております。

今後、こうした考え方の下、医療従事者の養成・確保をはじめ、救急医療等の体制整備や在宅医療体制の充実、さらには県民の疾病予防の促進など、関係機関と連携しながら各種施策を展開してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。答弁

にもありましたとおり、医療従事者の養成・確保が重要な課題です。人口減少や人手不足の状況、持続可能な医療提供体制の構築は、まさに喫緊の課題と認識しております。

それでは、都城北諸県医療圏における医療提供体制の現状について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 都城北諸県医療圏は、県内で2番目に人口が多い圏域であり、病院数は、県全体の2割を超える28施設が設置されております。

当医療圏においては、がんの拠点病院として国立病院機構都城医療センターが指定されており、脳卒中においては、都城市郡医師会病院や藤元総合病院がその中核的な役割を担っております。

また、都城市郡医師会病院をはじめとする10施設において二次救急医療体制が組み立てられており、初期救急においては、都城夜間急病センターが深夜の外来診療体制を構築しております。

このように、都城北諸県医療圏には、医療計画に定める5疾病6事業及び在宅医療の各分野において、必要とされる医療機能がおおむね配置されているものと考えております。

○永山敏郎議員 国立病院機構都城医療センターをはじめ、多くの中核的な病院が圏域の医療を支えていると理解いたしました。

特に、国立病院機構につきましては、前身の国立病院の頃から周産期医療でも大きな役割を担っていると伺っております。私自身も国立病院で取り上げていただき、出生しております。

今般、都城志布志道路が令和6年度中には完成する見込みとなっております。都城市郡医師会病院は、宮崎県のみならず、隣県鹿児島県か

らの救急搬送も増加が予想されるなど、ますます圏域で重要な役割が期待されます。

そこで、都城市郡医師会病院の役割と県の支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 都城市郡医師会病院は、脳卒中、心血管疾患、救急、小児、災害医療など、県西地域の医療拠点として、地域医療体制の構築に多大な貢献をいただいております。

このため、県ではこれまで、病院の移転整備をはじめ、小児救急医療拠点病院や第2種感染症指定医療機関の運営費、災害拠点病院として必要な資機材整備や人材育成等に対する支援を行っております。

また、現在整備を進めている心臓・脳血管センターの施設や医療機器に対する支援を行っており、今後とも、都城北諸県医療圏の医療機能の維持・充実のために必要な支援については、国庫補助等を最大限に活用しながら取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 心臓・脳血管センターの施設の支援を行っていただいているということであり、

今定例会において、県立病院への50億円の貸付けに関する議案が上程されています。先ほど、宮崎県医療計画の基本理念は「県民が安全で質の高い医療を切れ目なく受けられる持続可能な医療体制の構築」との答弁がありました。まさに県病院は、高度な医療を提供し、また、いわゆる不採算部門と呼ばれる医療も担っており、今回の貸付けは、県内の医療体制構築に必要な措置であると私は理解しております。

一方で、都城市郡医師会病院をはじめ、多くの役割を担う民間病院も、それぞれ圏域で重要な役割を担っております。引き続き、圏域の医

療機能の維持・充実のために必要な支援をお願いいたします。

以上で今回準備いたしました質問を全て終わることになりました。県政の課題の推進に向け、今後とも、国、市町村と連携し、様々な課題に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県議会に関心を持って傍聴にお越しいただいた皆さんや、ウェブで中継を御覧の皆さんに感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、人口減少でございますが、労働力の減少を意味すると理解しております。昨日の代表質問では、知事から、将来の生産年齢人口が3分の2になる予測があるとのことで、子育て環境の改善、デジタル対応や社会減抑制などを進めていくと答弁がございました。労働力を確保するという取組が、宮崎県の農業、工業などの産業を支えるため、極めて重要な課題となっておりますのでございます。

日本の人口は25年後に1億人を下回るという推計があり、ピーク時の約4分の3の人口になるとされています。単に人口が減るのではなく、85歳以上の人口は増加し、それ以外の年齢層が減少する、人口構造が大きく変化すると言われております。生産年齢人口、いわゆる働き手が著しく減少することによって、現在の産業の全てを維持することは困難であるということを示している数字ではないかと考えます。

働き手人口は現在7,000万人でありますけれども、25年後は5,000万人を下回ると推計されています。

少子化対策は国を挙げて取り組まれ、女性も

高齢者も労働市場に参画を求められ、同時に、国外から労働力を輸入する取組が加速しています。

国外労働力について、県は来年度予算に、介護人材、農業、建設業などの分野で、さらには労政担当のほうでも外国人材受入れ支援、また国際交流分野でも外国人材受入れ環境整備などの事業を予算化されています。それぞれが外国人材に対して、ばらばらに施策を行っていくという形ではないということを期待しておりますけれども、今後、高齢者増によって介護や医療分野での総労働需要が増加していく一方で、総労働供給が減少していく、この逆転をどう克服するかが課題でございます。

人口減少下でも活力ある県土をつくらせたいと知事が述べられたところでございますけれども、既に日本の労働力はピーク時より1,000万人減少しており、今後も減少することになりますが、宮崎県の実態をどう分析していらっしゃるのか。限られた労働力を再配置しなければならないという課題があることについて、知事の見解を伺います。

次に、今後、介護分野で労働需要が特に発生すると言われていたにもかかわらず、今回、国のほうで行われる介護保険報酬の改定において、介護職員の処遇改善分は0.98%にとどまりました。とりわけ訪問介護については、報酬の引下げでございます。

訪問介護事業者からは15倍もの求人があり、現在は従事者の4人に1人は65歳以上、そして訪問に要する車両の燃料費高騰で大変苦しんでおられる中で、訪問介護について報酬が引き下げられたという状況でございます。

訪問介護以外の介護事業で上げが行われる部分でも、ほとんどは加算によるもので、賃上

げが本当に介護労働者の手元に行き渡ることができるのか、心配な内容であります。ほっておけば要介護者は増える一方で、介護労働者がいなくなる、こういう社会が出来上がるのではないかと心配いたします。

東京都では、都単独で2万円を介護職員に手当支給すると聞きました。高齢化の先進県として、介護労働者に特別な支援を求めたいと思います。福祉保健部長に答弁を求めます。

壇上から最後に、県立産業技術専門校については、卒業生に対し、2桁の倍率で求人があるということでありまして、その8割は地元採用でございます。これは宮崎県内の人口の社会減を抑制している優秀な成績と認識します。

一方、県内県立高校から産業技術専門校に応募が少ないということでございます。原因として、県立高校にも県外求人が例年以上に相当量来ており、高校から産業技術専門校に送り出させていただく生徒が減少しているようでございます。

教育委員会には、商工観光労働部と連携して、高校卒業生を産業技術専門校に送り出してもらいたい。一人でも多くの労働力を県内に残すため、対応してもらいたいと思うのですが、教育長の所見を伺いたいと思います。

以下の質問は質問者席で行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。労働力の再配置についてであります。

本県の人口は、現在、ピーク時から10万人以上減っており、県の推計では、2040年には87万2,000人まで減少する見通しであります。併せて生産年齢人口も減り続けております。

また、デジタル化の進展や経済のさらなるグローバル化等により、労働市場やそれを取り巻

く社会環境は大きく変化しており、このような中、変化に対応した労働力の再配置は、重要な課題であると認識しております。

このため県では、若者の県内定着やU I Jターンの促進のほか、女性や高齢者、さらには外国人材などの多様な人材の活躍を支援するとともに、円滑な労働移動を促すため、職業訓練やリスキリングなど、労働市場で求められるスキルの習得に向けた支援も行っております。

今後、多様な人材の労働参加や、市場のニーズに応じた人材の移動をさらに促進し、人口減少社会においても活力ある県づくりに取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○福祉保健部長(川北正文君) [登壇] お答えします。介護職員への支援についてであります。

今回の介護報酬改定は、全体で1.59%のプラス改定であり、そのうち0.98%が、処遇改善に関する加算の引上げに充てられることが示されました。

また、複雑な処遇改善に関する加算が一本化され、手続が簡素化されるため、加算を取得しやすくなります。

なお、東京都の独自の支援策は、住宅費が高いという都の実情を踏まえた居住費に対する支援と承知しております。

県としましては、介護職員の賃金の改善に向けて、一本化される加算を多くの事業者が取得できるよう、社会保険労務士等による取得支援に、より一層努めるとともに、さらなる処遇改善について、引き続き国に要望してまいります。[降壇]

○教育長(黒木淳一郎君) [登壇] お答えします。産業技術専門校への県立高校からの進学についてであります。

産業技術専門校は、県内のものづくりの中核を担う人材を育成する重要な施設だと認識しております。

これまで、商工観光労働部と連携して見学会や進路ガイダンスを開催し、職業系専門学科の高校生がその魅力を知る機会としておりました。

現在、普通科の卒業生も少なからず入校し、県内就職にもつながっていることから、今後、全ての県立高校において、県内就職につながる取組の一つとして、産業技術専門校の認知度をさらに高める必要があると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、商工観光労働部と連携しながら、産業技術専門校の周知を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 ありがとうございます。労働力確保、また労働力の再配置を口にしても、簡単なことではないということは理解しておりますけれども、人口動態というのは、30年ほど前から今日の様子を明らかにしていたということですので、今から様々な対策をしっかりと行うことで、宮崎で暮らす様々な立場の人を支援していただくように、そしてまた、宮崎の農業、工業等の産業が支えられるように、共に考えてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

労働力の確保に関連して、県庁における人材確保について質問したいと思います。

人手不足は公務現場でも例外でないことで、既に採用困難という職種もあると、この間の議会でも取り上げてまいりました。

まず、総務部長に伺いますけれども、来年度に向けての知事部局の職員採用状況についてお聞かせください。

○総務部長（吉村達也君） 令和5年度に人事委員会が実施した職員採用試験につきましては、社会人採用を含めた大学卒業程度全体の競争倍率が3.6倍、高校卒業程度全体の倍率が2.8倍となっております。

この結果を受けた2月1日時点の採用予定者数と内定者数は、大学卒業程度全体で164名に対して148名、高校卒業程度全体で40名に対して31名となっております。

○岩切達哉議員 予定者数を満たしていないということが明らかになりました。恐らく教育委員会でも、その他の部局でも同じような状況があるのではないかと思います。対策をしっかりとしていかなければなりません。

その中で、獣医師不足についてでございます。

昨年に大きな対策をされましたけれども、獣医師について、新年度に向けての採用状況の報告をお願いします。

○総務部長（吉村達也君） 獣医師の採用に当たり、受験者のニーズも踏まえ、今年度、試験回数や県外の試験会場を増やすなどの取組を行いました。採用予定者12名に対して、受験者及び合格者は6名、2月1日時点の内定者は2名となっております。

獣医師の確保は大変厳しい状況にあることから、来年度から初任給調整手当を全国トップレベルに増額するほか、県職員獣医師として働く意思のある獣医学生を対象とした修学資金の拡充を予定するなど、確保に向けた取組をさらに強化することとしております。

これまでの取組と併せて、引き続き関係部局と連携し、必要な獣医師の確保に最大限努めてまいります。

○岩切達哉議員 12名に対して2名でありま

す。大変深刻だと受け止めざるを得ないと思っております。

これに関連して、西都市のほうに新設された屠畜場は、県の畜産の発展の鍵を握る輸出向けと聞かるところでありますけれども、獣医師採用が厳しく、稼働に必要な食肉検査体制が組めるのか、心配する声がございます。状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 新規屠畜場に対する食肉検査体制につきましては、所管する都農食肉衛生検査所から出張検査で対応しております。

現在、獣医師の確保が十分でないことから、当分の間、福祉保健部内の獣医師を都農食肉衛生検査所へ派遣することにより、食肉検査やハラル向け輸出認定取得に必要な指導を行う人員を確保しております。

さらに、今議会において、獣医師以外でも対応可能な業務の外部委託や、オンライン会議等のDX活用による業務調整を行う事業を提案しており、効率的な検査体制の構築を図ることで、本県産食肉の安全性確保に努めてまいります。

○岩切達哉議員 大変大事な屠畜場であると思っておりますので、止めるわけにはいきませんが、12分の2しか採用できていない、こういう実態の中で、もっともっと工夫が必要なんだろうというふうに理解しております。

県職員の定年延長が始まります。これまで、退職した上で、再任用職員または会計年度任用職員という形で再び働いていただいている退職者の方がいらっしゃいますけれども、この立場で働く職員と、これから定年延長制度の下で働く職員の間で、賃金の差や労働条件の差があると伺っております。これはお互いさまでご

ざいましょうけれども、ほぼ納得いただけない、ゆゆしき問題だと思います。

今日、人事委員会の委員長にお越しいただきました。人事委員会の問題意識について、委員長に伺いたいと思います。

○人事委員長（佐藤健司君） 60歳以降の働き方については、ライフスタイルに応じて、定年延長により勤務を継続する場合や、一旦退職し、再任用職員または会計年度任用職員として勤務するなど多様な選択肢がありますが、給与等の勤務条件が異なるため、職員が各制度を理解した上で選択できるように、適切な情報提供の必要性について、人事委員会勧告・報告で言及しているところです。

また国は、民間の高齢層職員の給与水準の状況等を踏まえ、再任用職員に支給する手当の拡大など、給与制度のアップデートに向けて検討を進めておりますので、人事委員会としましては、引き続き、国の動き等を注視し、本県の実情に応じた給与制度の在り方について研究してまいります。

○岩切達哉議員 御答弁いただきまして、ありがとうございます。アップデートという言葉で、今の国のほうでも議論されているということをお伺いしております。60歳を境に働き方が少しずつ変わる職員たちが、ぜひ同じようにしっかりとその培ってきた力を発揮できるように、この条件の差というものを埋めていただくように御努力いただきたいと思っております。

次に、土木、そして農業土木などの技術職では、職員採用後の早期離職も続いております。夫婦共稼ぎが当たり前になっており、年齢を問わず、家族での転居を伴う転勤はしたくないとおっしゃいます。

病院局では、地域限定雇用などの対策をして

いますけれども、総務部長に、県庁の技術職員の早期退職を防止するための対策を伺います。

○総務部長（吉村達也君） 職員の確保が厳しい中、若手職員の退職が一定数生じていることは、重要な課題であると認識しております。

退職理由は健康上の理由や転職など様々ありますが、早期退職を防止するためには、職員が県の仕事にやりがいを持つとともに、働きやすい職場環境を整えることが重要であることから、職場全体で若手職員に助言・指導を行うOJTサポーターや、新規採用職員の悩みや相談に応じる新採グループアドバイザーの活用、さらには、業務の効率化や柔軟な働き方の実現に取り組んでおります。

これらの取組と併せて、議員御指摘の勤務地域を限定した採用などの新たな取組についても研究を進め、若手職員の離職防止に努めてまいります。

○岩切達哉議員 ワーク・ライフ・バランスということだろうと思います。その実現のために、みんな悩んでいらっしゃる。発想の転換が必要な時代だろうと思っています。

雇用の問題では、病院局と教育庁で、障害者雇用率が何年もクリアしないという問題が存在しております。宮崎の民間事業所は、全国でも法定雇用率は優秀な成績となっております。

両部局の現状と今後の取組について、それぞれお聞かせいただきたいと思っております。

○病院局長（吉村久人君） 令和5年6月1日現在の病院局の障害者雇用率は2.43%と、法定雇用率2.6%を下回っております。

病院局におきましては、近年、看護師等の職員採用において優先的に選考採用したり、事務補助など資格・免許が不要な業務に従事する会計年度任用職員を任用しているほか、業務支援

を行う就労支援員を配置し、宮崎労働局等と連携しながら勤務環境を整備するなど、障がい者の雇用及び職場内定着の促進に努めております。

障がい者雇用は、多様な人材確保や業務効率化の効果も期待できますので、障がいのある方が活躍できるよう、さらなる職域開拓にも取り組みながら、法定雇用率の達成に向けて努力してまいります。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会の障害者雇用率は、令和5年6月1日現在で2.21%と、法定雇用率の2.5%を下回っており、引き続き、大きな課題と認識しております。

このような状況の改善に向けまして、教員等の採用試験において、障がいのある方を対象とした特別選考を実施するとともに、教育委員会事務局等で採用する会計年度任用職員について、障がい者枠を設けております。

また、新たな取組として、県立学校で採用する会計年度任用職員についても、障がい者枠を設けることを検討しているところであります。

今後とも、宮崎労働局などの関係機関等と連携しながら、さらなる職域の拡大に取り組むなど、障がい者の雇用促進に努めてまいります。

○岩切達哉議員 法定雇用率と申しますので、法で定まった率であろうかと思っております。それを満たしていないということでありまして、法令遵守、コンプライアンス上、問題と認識していただきたいと思っております。

新聞に何年連続と出ましたけれども、私の顔も七度までと思っておりますので、次はないと思っていただいて、その上で、県内の各事業所の模範となるのが県の役目だとも思っておりますので、職种的に大変厳しいですけれども、ぜひそこを超えて御尽力いただきたい、御努力いただきたいと

思います。

その流れで、教育長に質問したいと思いません。

先ほど永山議員が事務職の話をお伺いしました。市町村立学校に派遣しているのが4分の3ぐらいになります。市町村立学校に出向しているんですけども、市町村立でありますので、どの小中学校においても、事務職などの市町村職員も当然いらっしゃる。あと現実には、PTA雇用などの方々が小中学校それぞれの事務室にいらっしゃる。そういった中で、県費の職員と一緒に仕事をして、先生方や学校全体の運営に努力いただいている。

しかしながら、幾つかの自治体で、市町村立学校に市町村の職員を配置していないという実態があります。その結果、県費職員は、PTAの経理だとか徴収だとか市町村費会計、いろんな費用がありますけれども、扱っていらっしゃる。大変な思いをしていらっしゃるんです。

そういう状況にあるということで、県内の市町村の中で働く県費職員の労働環境が一定程度一律になるように、市町村に対して教育長がしっかりと物を言っていただきたいと思えますけれども、見解についてお伺いしたいと思えます。

○教育長（黒木淳一郎君） 市町村立学校に県が配置する事務職員は学校に1人でありまして、職員によっては知識や経験に差があることから、複数の学校で事務を共同で処理したり、校務支援システムを活用して事務の効率化を図っているところであります。

また、適正な事務処理や事務負担の軽減を目的として、給与・旅費の実務研修や、新たに旅費計算ツールの導入などを行っております。

お尋ねのありました市町村が任用する事務職

員の配置につきましては、学校の規模や実情等に依りて、各市町村教育委員会が適切に判断されているものと考えますが、県教育委員会といたしましても、市町村教育委員会と連携しながら、負担の状況の把握にも努めてまいります。

○岩切達哉議員 先述述べられました事務の内容は、まさに教員、教職員に対する支援です。そういった意味では、PTAの会費の徴収だとか経理だとかいうのは、ほとんどの市町村では市町村の職員さんがやっていたらいいんですけども、その方がいらっしゃらないものですから、それまで担うと。業務量は3倍、4倍とになっていらっしゃるわけです。ぜひそのあたりの実情を把握していただいて、十分私どもも把握させてもらっていますけれども、この問題はぜひ早期に解決していただきたい。出向元、派遣する皆さんの側がしっかりと見詰める部分だと思っています。

次に、県庁で働いていただいているというか、県庁がお願いする仕事で、指定管理者制度について伺います。

この制度は、民間が持つノウハウを生かすというメリットがある反面、その行政需要に安上がりに対応してきた側面がありました。指定管理者制度で担う事業に従事する皆さんについても、今日の物価高に対応すべく賃上げが必要と考えます。

契約単価の引上げは、県が特別な事情がある場合と認めた場合は改定できると聞いておりますけれども、県が認めない限りは難しいということだろうと思います。

そこで、実は、横浜市や名古屋市では、賃金水準スライドというものが導入されていると伺います。この考えについて、総務部長に伺いたいと思えます。

○総務部長（吉村達也君） 現在、県では、賃金に限らず、その他の要因も含め、現行の指定管理料では県が求める県民サービスを提供できないなど、指定管理料を変更すべき特別な事情が生じた場合は、指定管理者と協議の上、その額を決定することとしております。

議員御提案の賃金水準スライドにつきましては、指定管理期間中、最低賃金等に一定以上の増減が見られた場合に、指定管理料を変更するものであり、賃金の変動に、より直接的に対応する制度であることから、導入自治体における効果等を研究してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 総務省は地方自治体に対して、指定管理者が労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮を行うことを求めていると。当然のことと思います。

安い賃金で行政を行うという考えは、この30年間、失われた30年と言われる格差拡大を推進してきた政策の一つであったと思います。

事業に従事する皆さんの能力やスキルを正しく評価して、必要な賃金をしっかり支払うことが必要と思うのですけれども、指定管理者制度の中で働く皆さんの賃金のありようについて、改めて総務部長にお考えをお聞きしたいと思います。

○総務部長（吉村達也君） 指定管理者制度においても、労働法令が遵守され、適切な賃金が支払われるなど、雇用・労働条件に配慮されることが前提になります。

このため県では、指定管理料の算出に当たり、職員の賃金を民間の類似業種と同水準となるよう積算するとともに、賃金や労働時間、就業規則など、労働条件に係る法令の遵守を確認するため、厚生労働省が示すチェックリストを

活用し、毎年度調査を実施しております。

引き続き、社会経済情勢の動きを踏まえ、指定管理者制度において働きやすい労働環境が確保されるよう、適切に対応してまいります。

○岩切達哉議員 生産年齢人口、働き手、担い手を宮崎に残すということで、るる伺いました。

この指定管理者制度や、そのほかの会計年度任用職員だとか公務に携わる皆さん、さらには、公定価格である介護保険制度下、医療保険制度下で働く皆さんが低賃金であるという実情が、宮崎は賃金が安いので都会に行きますという若者がいらっしゃるという現実をつくってしまっているのではないかなと思います。

やはり公的な考えが宮崎の低賃金をつくっているとすれば、そのことを改めない限り、宮崎に残る若者はなかなか増えないと、こんな私なりの思いで質問させていただきました。ぜひ宮崎に多くの若者が残っていただけるように、共に汗を流させていただきたいと思います。

話題を替えまして、孤独・孤立対策推進法に関連して質問させていただきます。

今申し上げました孤独・孤立対策推進法が本年4月1日に施行されます。9月議会で図師議員が取り上げられました、単身高齢者世帯が7万世帯いらっしゃるということで、高齢者に限らず、コロナ禍で人間関係が希薄になったということもありまして、政府は3年ほど前から孤独・孤立対策担当室を設置して取組をしてまいりました。

宮崎県として、孤独・孤立対策について、これまではどのような対応があったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 孤独・孤立には、当事者やその家族の方に様々な背景があ

り、複雑な課題を抱えた方や必要な支援が行き届いていない方もおられ、状況に応じた多様なアプローチや手法による対応が重要です。

このため県では、市町村や関係団体と連携し、高齢者・児童・障がい者福祉、さらには生活困窮者への支援や、民間団体による様々な支援活動など、福祉のみならず各分野で、孤独や孤立の背景となっている課題に取り組んでおります。

また、各分野の横断的な取組として、地域包括ケアや重層的支援体制整備といった、個人や世帯の課題を包括的に受け止め、解決に導こうとする施策も、実施主体である市町村と連携しながら推進しております。

○岩切達哉議員 今後、65歳以上人口が増加して、今以上に単身世帯率が上昇していくということを予想しております。

この中において、孤独・孤立ということで、身寄り問題は大変重要な課題となると思います。住宅を借りるとき、病院に入院するとき、また施設利用の際に、身元保証の問題が生じてまいります。

そして、最後には死後事務ということが考えられますが、身寄り問題について、福祉保健部長の理解と対策はいかがかお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川北正文君） 身寄りのない高齢者は、住宅や施設等に入る際の身元保証や、買物などの生活支援のほか、死亡後の財産整理等の手続など、多様な課題を抱えております。

県では、認知症で判断能力が十分でなくなった方等を対象に、市町村の社会福祉協議会が福祉サービス利用料支払いなどの金銭管理等に係る援助を行う「日常生活自立支援事業」への補

助を行うとともに、契約等の際に不利益を受けないよう成年後見人等が手続を代理で行う成年後見制度の普及促進に取り組んでいます。

今後、高齢化の進展とともに、支援が必要な方は増える見込みであることから、市町村等と連携し、地域包括支援センターにおける相談対応や、成年後見人の担い手育成などを推進してまいります。

○岩切達哉議員 今説明があった死後事務について、現実に宮崎県内事業者でやられていますでしょうか。例えば今、社協の話がありましたが、社協で取り組んでおられる事例などがあればお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川北正文君） 身寄りのない高齢者が亡くなられた後の各種行政手続や遺品の整理など死後事務については、県社会福祉協議会において、市町村職員等を対象とした研修会を開催するとともに、高鍋町社会福祉協議会と合同で研究会を立ち上げ、支援のための課題整理を行っております。

さらに今年度は、全市町村の社会福祉協議会を対象としたアンケートを実施し、その結果を基に、今後取り組むべき方向性について検討を行う予定です。

県としましては、県社会福祉協議会での検討状況や他県での事例等を参考に、引き続き、支援の在り方を研究してまいります。

○岩切達哉議員 今、日本では、終身雇用制が崩壊し、労働者派遣法が拡大した中で、孤独・孤立というのは、特殊な人に起こる問題ではなくなっているというふうに理解しております。

現実に40歳以降の年齢層で一人暮らしが増加しております。地域のつながりが縮小し、調査では、住民75%は近所付き合いがないと回答され、また、自治会加入は3割という数字も紹介

されています。つながらなくても生きていける社会というのがつくられているけれども、つながらなければ孤独・孤立、心身へのあしき影響があるとも思います。

この社会のありように対して、このまま看過しておくことはできないということで、孤独・孤立対策推進法も施行される。そういった中で、県の取組をしっかりと行う必要があると考えますが、このことに関して、知事の所見をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今般の孤独・孤立対策推進法は、新型コロナの影響や単身世帯の増加等によりまして、孤独・孤立が一層深刻な社会問題となっていることを受け、制定されたものであります。

孤独・孤立の状態は、誰にでも生じ得るものでありますが、当事者が抱える悩みを家族や知人に相談できずに、心身に悪影響が及ぶこともあります。

そういった方々が支援を求めて声を上げ、周りの方々も当事者の抱える課題に気づき、対処できるような環境づくりに向け、社会全体として取り組んでいくことが重要であります。

午前中の答弁で若山牧水賞の受賞者として触れました永田和宏さん、河野裕子さんの御夫妻は、河野さんが亡くなられた後、永田さんが一人暮らしをされ、埋めようもない喪失感で大変厳しい状況に陥られたようですが、短歌を詠んだり、そして、息子さんとか今回受賞された娘さんがサポートに入ることによって立ち直れたということを本でも書かれておりましたし、今回、直接お話を伺うこともできました。

身内が亡くなられたことに対して、家族のサポートでグリーフケアがなされた、そういう事例であろうかと思いますが、身寄りのない方、

地域の中で接点のない方を地域社会で柔らかく受け止める、そういう仕組みづくりが必要ではないかということを感じております。

今後、法の施行を踏まえ、市町村や関係団体と孤独・孤立対策の重要性を共有しつつ、さらに連携を強化しながら、課題を抱える方々に必要な支援につなげ、支えることのできる地域社会の構築に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 自助・自立という言葉が強く出されますけれども、やっぱり支え合う社会というものも私としては目指してまいりたい、そのようにも思うところでもあります。孤立に悩む、孤独に苦しむ、そういう社会でなくなるように、つくってまいりたいと思います。

次に、災害等の問題でございます。

災害対策、消防現場の課題について伺いたいと思います。

最初に、災害時の通信手段確保について、能登半島のほうでスターリンクの活用がありました。スターリンクというのは、衛星インターネットというものであります。

このように、通信手段が断絶しないための県の方策、整備状況について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 災害時に、国や市町村、関係機関と円滑な連携が図れるよう、多様な通信手段を確保することは大変重要であります。

このため県では、市町村や消防本部等との通信手段として、主回線となる光ケーブルに加え、バックアップ回線となる防災行政無線を整備しております。さらに、災害の影響を受けにくい衛星電話回線の整備も進めております。

このほか、市町村の避難所等で使用する無線機の整備に補助を行うとともに、防災訓練を通

して、ただいま議員から御紹介のありましたスターリンク等の活用についても検証を行うなど、通信事業者との連携強化にも努めてまいります。

○岩切達哉議員 次に、消防の問題でございますが、救急車の出動要請の急増にどう対応していくかであります。

先ほどの高齢者増、世帯員減の中で、一人ではどうしようもない状況になることが多いわけでございますが、結果、救急要請せざるを得ないという状況が増えています。

消防署では、予算の制約上、使用する資機材確保に困窮しているという声を聞いたのですけれども、県としても支援すべきところと思っておりますが、いかがでしょうか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 消防資機材の整備は、各消防本部で必要な予算を確保し、行うべきものでありますが、県では、南海トラフ地震などの大規模災害に迅速かつ的確に対応するため、消防本部の資機材整備への支援を行っております。

具体的には、救助用資機材や化学防護服など、大規模災害時の消防活動に必要な資機材に対して補助を行っており、県内10の消防本部の長で構成される消防長会から、補助の継続について強い要望を受けているところであります。

このため、当初予算案に「みやざき消防力強化事業」を計上し、引き続き、資機材整備を支援していくこととしております。

○岩切達哉議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、再造林について、環境森林部長に伺ひたいと思ひます。

今、人工林面積を縮小していく流れにあると思ひます。皆伐後、管理や搬出が難しい土地については、再び人工林に再造林することはしない選択が増えていると伺ひます。いわゆる再造林不適地とか再造林放棄地という表現もありますけれども、天然更新に任せている場合、無立木地、昔でいうはげ山ですけれども、木がない更地の状態にしないために、何らかの方策が必要だと思ひます。

例えば、広葉樹の種を早めにドローンなどでまいていくとか、その費用はどうするのか課題はありますが、対策を進めるお考えはないか伺ひたいと思ひます。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、林業採算性が高いと見込まれる森林については、木材等生産機能が發揮されるよう再造林を推進し、それ以外の森林については、針広混交林や広葉樹林への誘導を進めるなど、公益的機能を重視した森林づくりに取り組んでおります。

このうち、広葉樹造林については、県の森林環境税などを活用し、水源地等の上流域において支援を行っております。

また、伐採跡地を早期に広葉樹林化するための新たな手法として、西臼杵森林組合が中心となって、ドローンによる広葉樹の種子散布の実証実験に取り組んでいます。

県としましては、これらの取組を通じて、伐採跡地を無立木地にしないための対策を進めてまいります。

○岩切達哉議員 山の奥のほうに実のなる木があるとすれば、動物たちにも結構なことではないかと思ひております。

ドローンとか、あらゆる方面でICTの利用が進んでおります。森林労働の軽減のためには、下刈り機械の開発とか省力化の研究が必要

でありますけれども、今そのような研究はどのように進められているのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○環境森林部長（殿所大明君） 林業は人力に頼らざるを得ない作業が多いため、省力化は喫緊の課題であり、国や林業機械メーカーを中心に、省力化技術の開発が進められております。

県では、こうした技術を現場で運用し、効率的な活用方法を検討するため、ドローンによる苗木等の運搬や、防草シートによる下刈り作業の軽減などの実証に取り組んでおります。

また、特に過酷な作業である下刈りについては、遠隔操作式機械の実証にも取り組んでおり、今年度は、その結果を踏まえて、新たな施業モデルの検討を行っております。

県としましては、今後も国などの研究成果についての情報収集、現場での実証を行いながら、林業の省力化を推進してまいります。

○岩切達哉議員 では次に、P F A Sについてでございます。

これは1月からの検査開始、3月完了とし、公表する予定だと伺っておりましたが、有機フッ素化合物については、米軍基地や工場などから検出され、関心が広がっておりますけれども、調査状況を環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 有機フッ素化合物、いわゆるP F A Sの存在状況については、県内全域の河川や地下水を対象に、全158地点での調査を1月5日に開始しました。

このうち、1月末時点で結果が判明した58地点について、2月14日に県のホームページで中間報告を行ったところですが、P F A Sのうち、国が暫定指針値を設定しているP F O S及びP F O Aについて、指針値超過はありませんでした。

本調査は、3月末までに残り100地点での調査を終了し、その後、速やかに最終報告を行う予定であります。

○岩切達哉議員 基準値超過がなかったことは大変よかったですと思えますけれども、検査場所の選定がひとつみそかなと思うんですが、今後、検査箇所を広げていく予定はないのか。例えば、廃棄物の埋立場など検査の必要性はないか、部長に伺いたいと思えます。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、毎年度、河川や地下水の水質監視を行っており、今回の調査においては、その調査手法を基に、全市町村を対象に調査地点を選定したところであり、県内全域のP F A Sの存在状況を網羅的に把握できるものと考えております。

さらに、今回の調査において、指針値超過が確認された場合には、汚染源の調査等を実施してまいります。

なお、P F A Sについては、国において、健康への影響評価等、知見の集積が進められており、県としましては、国の動向を注視し、水環境の保全が図られるよう、今後も適切に対応してまいります。

○岩切達哉議員 ぜひ関心のあるところですので、しっかりと進めていただくように要望しておきます。

次の質問でございます。

食料安全保障強化政策大綱が改訂され、今の通常国会には食料・農業・農村基本法改正案が提出されています。

農業県である宮崎として、影響の大きい法律であると認識しておりまして、法案審議はこれからでございますけれども、国会議論に何を期待するのか、また働きかけをすることはいいのか、知事に所見を伺いたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 食料・農業・農村基本法の改正法案では、G7宮崎農業大臣会合でも議論されました食料安全保障の確保や、食料の適正な価格形成などを新たな基本理念として規定するとともに、農業の環境負荷の低減の促進や、スマート技術等を活用した生産性の向上などを基本的施策に盛り込むものと承知しております。

食料供給県である本県としましては、これまで改正を見据えて様々国へ伝えてまいりました生産現場の実情等を十分に踏まえたものになるとともに、令和6年度から本格展開いたしますグリーン成長プロジェクトなど、本県が目指す持続可能で魅力ある農業の実現を後押しする法改正となることを期待しているところであります。

基本法の改正は、まさに我が国の農業政策の大きな転換点となりますことから、本県としましては、国会での議論を注視しつつ、基幹産業である農業の振興にしっかり取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 食料・農業・農村基本計画改定の議論では、平時からの食料安全保障として、カロリーベースの食料自給率について、その向上を図るという意見が出されておるところでございます。

カロリーベースの食料自給率ということになりますと、ハウス園芸のトマトやキュウリや露地物のレタス、白菜やキャベツは、米などに比べて圧倒的にカロリーが低いわけでございます。自給率アップには貢献しないということになるのかとの議論がありますし、畜産も肥育に大量のカロリーの高い餌を与えるので、カロリーベースの自給率貢献度はほとんどないということになるのかと、そんな意見もございま

す。

宮崎県の主力農産物は、園芸野菜と畜産ですけれども、お金になる農業と基本計画の中でうたわれる食料自給率との関係、考え方について、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（久保昌広君） 現在の食料・農業・農村基本計画は、国民の生命と健康の維持に必要な食料の供給を増やしていく必要があるとの考えから、食料自給率について、カロリーベースと生産額ベースの2つの指標を定めております。

本県の令和3年度の状況は、カロリーベースでは64%ですが、生産額ベースでは286%と全国1位であり、これは、本県の主力品目である野菜や畜産物は、カロリーベースでは低いものの、国民の健康維持増進の上で重要な役割を果たすための生産活動が適切に反映されている結果であります。

今後も、食料供給基地としての本県の役割は一層高まっていくことから、引き続き、生産者や関係団体と一丸となり、国民の多様なニーズに対応した食料の生産基盤を維持・強化してまいります。

○岩切達哉議員 286%、これはカロリーベースでは100%には満たないんだけど、というようなお話でございました。

まさに今日お昼のニュースで、食料安保に向けて命令できるとか、そんな話とかが流れておりました。カロリーを確保したいんだと、こんな話です。それだけではやっぱりいけないんじゃないかなと思います。

ビタミンというものも、ミネラルというものも、そしてタンパク質というものもあって、全体で食料というものが維持されなければならない。こういう考え方の中で、宮崎の果たすべき

役割というのを整理していく。野菜や畜産に力を入れて頑張っていますよというのに対して、いやカロリーが低いんだからというような話になっていくと、全く論外な議論になっていきますので、ぜひそういった混乱がないように、今の、これからの国会での議論、その後の様々な施策に対して、宮崎として、農業立県として、しっかりと意見を出していただきたい。そのように期待を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

4問ほど福祉の問題を伺いたいと思います。

2027年の全国障害者スポーツ大会に出場を目指す選手が練習する際に、この方は重度の方で、ボッチャという競技で出場を目指しているんですけども、競技者がボッチャの球を転がすランプ——球を転がす器具を支えるオペレーターに指示し、球の向きを決めたりするという競技なんですけど、オペレーターの役割を果たす方がヘルパーである場合、その利用が制限されている。そういう実態があるということに対して、どうにかならないかという声をいただきました。対応について、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川北正文君） 障がい者スポーツは、障がいのある方が、自らの可能性に挑戦するとともに、仲間との交流を深める場であり、健康増進や社会参加の推進のみならず、生きがいつくりや生活の質の向上にも大変重要であります。

議員御指摘のランプオペレーターにつきましては、障害者総合支援法に定める、障がいのある方の自立した日常生活または社会生活を営むための必要な支援には当たらないため、ヘルパーを利用いただけない状況でございます。

県としましては、県障がい者スポーツ協会等

と連携し、選手とボランティアのマッチング等に関する相談にきめ細かに対応するなど、重度の障がいのある方も安心してスポーツを楽しむことができるよう取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 ランプオペレーターは誰でもいいというわけじゃないんですね。そういうところをしっかりと御認識いただいていると思いますので、ぜひそういった皆さんが適切に参加できる体制づくりをお進めいただきたいと思います。

さて、最近、続けざまに虐待死の報道がありました。虐待相談について、県内児相での受理件数は、2013年には560件であったところですけども、10年後、2022年には2024件ということで4倍になりました。ニュースに取り上げられた幼い子供の虐待死の事件、この件数の中にその芽があったかもしれません。気が抜けない仕事だと思えます。件数の増加と深刻化に対応しなければなりません。

一方で、児童相談所が対応する全ての相談の件数は、虐待相談が増える中でも著しい増加にはなっておりません。虐待以外の相談はどうなっているのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川北正文君） 児童相談所が児童虐待以外に受ける相談には、非行相談や育成相談等があり、減少傾向にあります。

非行相談は、平成25年度が224件、令和4年度が83件であり、少年の非行そのものが減少しているため、相談も減ったものと考えています。

また、育成相談とは、性格や行動に関する問題、不登校の相談等で、平成25年度が880件、令和4年度が194件であります。

これは、市町村の相談窓口が充実してきたことや、学校へのスクールカウンセラーやスクー

ルソーシャルワーカーの配置が進み、相談者が児童相談所以外の相談機関に相談するようになったことも、減少した要因と思われます。

○岩切達哉議員 別のところでしっかりと相談ができていくということであれば、大変ありがたいと思います。

虐待の話ですけれども、虐待の相談件数は4倍になっていると、そういった中で、そのほかの相談は減少している、横ばい、そんな状況を伺いましたが、その中で、里親や児童養護施設に入所となる、いわゆる措置される児童数ですけれども、1年において大体420人前後が措置されており、この10年間、大きな変動なく推移しております。

最近の事件報道でも、保護をちゅうちょしたという内容の報道がありました。虐待から守るためには、施設などに措置されることになろうかと思っておりますけれども、その件数が増加しない理由について、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川北正文君） 虐待相談対応件数は増加しておりますが、その内訳として、心理的虐待が最も多くなっております。

心理的虐待とは、児童の目の前で夫婦が言い争うなどの面前DV等ですが、児童相談所が援助方針を決める場合、重篤なケースを除き、施設入所などの親子分離を伴うことはほとんどありません。

また、平成28年の児童福祉法改正で、まずは「児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援しなければならない」と定められ、現在、市町村と協力して、親子分離を伴わない家庭での支援に力を入れております。

こうした状況もあり、施設入所等が増えていないものと思われます。

○岩切達哉議員 親子分離をしない支援をする、これは一つ正しい方向だと思いますけれども、さきの事件でも、何度か接点があったにもかかわらず、冷水を浴びせられて殺された子供がいる。この現実を考えると、しっかりとその芽を摘んでいく、そのことに対して力を抜かないようお願いしたいと思っています。

さて、最後になりますけれども、社会的養護推進計画というのがございます。家庭的養育推進の方針の下で、施設については、分散・小規模化に努力いただいております。

また、里親委託が推奨され、全国的にはその数が増加しており、児童養護施設については、新たな役割が求められていると認識しております。

宮崎県での里親委託は、2017年度56人いた委託児童ですけれども、5年たった2022年には30人と、逆に、56から30ですから、半分に近い減少となっております。

宮崎県の社会的養護に対する課題を知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 社会的養護につきましては、児童福祉法において、家庭と同様の養育環境であります里親委託を優先することが定められておりますが、本県の里親等委託率は、令和4年度が10.2%で、全国と比較しても低い傾向が続いております。

里親委託を推進するためには、まずは里親制度について多くの県民への理解が重要でありますことから、イベントやマスメディアを活用した広報のほか、本県独自のイメージキャラクターによる絵本を制作するなど、積極的な普及啓発活動に取り組んでいるところであります。

先日、たまたま里親研修会の講演を少し伺ったところでございます。しっかりと情報共有を

しながら、そして里親同士の悩みを話す場をつくっていくこと、そして行政の様々な支援施策を適切に利用していくこと、それは今、里親に従事しておられる方についても重要な課題でありますし、この制度について全体的な理解を深めていくことは、これからも重要であろうと考えております。

また、児童養護施設につきましても、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、地域の民間住宅などを活用した地域小規模児童養護施設の開設等を推進しているところであります。

今後とも、県社会的養育推進計画に沿って、養育に保護や支援を必要とする子供にとって、最善の利益が実現できるよう取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 たくさんの質問をさせていただきました。社会的養護に関して、先日、知事にも、たまたまですけれども、その研修会に参加いただきました。誠にありがたいと思います。

宮崎県の児童養護施設は、他県に比べて、極めて優秀な施設がそろっております。そういった中で、数的な比較を他県とする必要はないとは思いますが、子供の最善の利益というものを中心に置いて、これから先、県、そして特に児童相談所の皆さんが、その働きをしていただくように期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○日高博之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

